

令和5年度自治体こども計画に関する調査業務
報告書

令和6年3月

社会システム株式会社

目次

1. 関連法令等の調査	1
2. 事例の調査及びヒアリングの実施	2
2. 1 好事例の調査	2
(1) 好事例抽出の前提	2
(2) 好事例抽出の方法	2
2. 2 好事例ヒアリング	3
(1) ヒアリング実施概要	3
(2) ヒアリング項目	4
(3) ヒアリング結果	5
1) 北海道釧路町	5
2) 秋田県湯沢市	11
3) 山形県	エラー! ブックマークが定義されていません。
4) 東京都豊島区	20
5) 川崎市	28
6) 相模原市	34
7) 石川県	41
8) 浜松市	46
9) 名古屋市	51
10) 滋賀県	64
11) 京都市	71
12) 大阪府豊中市	77
13) 高知県四万十市	85
14) 福岡県宗像市	92

本報告書は、こども家庭庁の委託を受け、社会システム株式会社が調査・取りまとめを行ったものである。

委託名：令和5年度自治体こども計画に関する調査業務

発注者：こども家庭庁長官官房参事官

受注者：社会システム株式会社

委託期間：令和5年10月26日～令和6年3月31日

1. 関連法令等の調査

自治体子ども計画において一体とされることが想定される、関連する計画に係る法令や作成指針等について整理を行った。計画に対応する法令と策定指針・大綱を下表に示す。

表 関連する計画と計画に紐づく法令・指針

法令	計画	策定指針（大綱含む）
子ども基本法 第10条	自治体子ども計画	子ども大綱
子ども・若者育成支援推進法 第9条	都道府県（市町村）子ども・若者計画	子供・若者育成支援推進大綱（子ども大綱に一元化）
子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条	都道府県（市町村）計画	子供の貧困対策に関する大綱（子ども大綱に一元化）
-	-	少子化社会対策大綱（子ども大綱に一元化）
次世代育成支援対策推進法 第8条、第9条	都道府県（市町村）行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
子ども・子育て支援法 第61条、第62条	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）
母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条	自立促進計画	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 第17条	母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針 成育医療等基本方針に基づく評価指標
-	都道府県社会的養育推進計画	都道府県社会的養育推進計画の策定要領（「都道府県社会的養育推進計画」の策定についての別添）
-	新子育て安心プラン実施計画	新子育て安心プラン

2. 事例の調査及びヒアリングの実施

自治体におけるこどもに関する計画策定の実態や、策定の検討に資する事例について把握するため、好事例と考えられる自治体の調査を行った。

2. 1 好事例の調査

(1) 好事例抽出の前提

以下の条件に合致する自治体を好事例抽出の前提とした。

- ・令和5年度こども政策推進事業費補助金の採択自治体である
- ・こども家庭庁の知見により一体的な計画策定がされている情報のある自治体
- ・上記に含まれない政令指定都市

(2) 好事例抽出の方法

以下の条件のうち、まず①かつ(②または③)の自治体を抽出した。続いて④の条件が満たされていることを確認した。

- ①「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の2法令に基づく計画(子ども・若者計画、都道府県(市町村)計画)が、既存の計画に包含されている、または次期計画で包含する予定である自治体。
- ②計画策定にあたって、こどもの意見を聴取するための何らかの調査を行っている、または次期計画で行う予定である自治体。
- ③計画策定にあたって、(保護者や関連団体のみでなく)こどもや若者を対象にアンケートを実施している自治体。
- ④自治体規模(都道府県、大都市(政令指定都市、特別区)、中都市(人口10万人以上)、中都市未満・町村)を網羅する。

2. 2 好事例ヒアリング

(1) ヒアリング実施概要

2. 1 好事例の調査で抽出を行った自治体、および有識者の指摘を受け地域の偏りを勘案し追加した自治体に対してヒアリングを実施した。ヒアリングは web 会議形式とし、名古屋市のみ対面で実施した。実施概要は以下の通りである。

No.	自治体名	自治体規模	ヒアリング日時・自治体の対応者
1	北海道剣淵町	中都市未満	12/7 (木) 13:30～ 住民課 環境生活グループ
2	秋田県湯沢市	中都市未満	2/14 (水) 10:00～ 福祉保健部 子ども未来課 児童福祉班
3	山形県	都道府県	1/25 (木) 15:30～ しあわせ子育て応援部 しあわせ子育て政策課
4	東京都豊島区	大都市	12/8 (金) 10:30～ 子ども家庭部 子ども若者課 管理・計画グループ
5	川崎市	大都市	1/22 (月) 15:30～ こども未来局 総務部 企画課
6	相模原市	大都市	1/23 (火) 9:30～ こども・若者政策課 総務・政策班
7	石川県	都道府県	1/22 (月) 13:30～ 健康福祉部 少子化対策監室 子ども・子育て企画グループ
8	浜松市	大都市	2/19 (月) 10:30～ こども家庭部 次世代育成課
9	名古屋市	大都市	1/26 (金) 14:30～ (対面) 子ども青少年局 企画経理課 企画係
10	滋賀県	都道府県	12/13 (水) 13:30～ 健康医療福祉部 子ども・青少年局 子ども未来戦略室
11	京都市	大都市	1/25 (木) 10:00～ 子ども若者はぐくみ局 育成推進課
12	大阪府豊中市	中都市	1/24 (水) 13:30～ こども未来部 こども政策課 企画調整係
13	高知県四万十市	中都市未満	1/24 (水) 10:00～ 子育て支援課 企画係
14	福岡県宗像市	中都市未満	2/7 (水) 10:00～ 子ども子育て部 子ども育成課 子ども政策係

(2) ヒアリング項目

ヒアリング項目は発注者と協議のうえ以下の通りとした。自治体へはヒアリングシートを事前送付し、必要に応じてヒアリング当日に追加の質疑応答を行った。

No.	質問
関連法令等に基づく計画を一体的に策定した経緯・目的について	
1	一体的な計画を策定された（○○計画に○○計画と○○計画を包含した）経緯・目的は何ですか。
2	計画策定前に抱えていた子ども施策に関する課題はありますか。
3	計画策定にあたり都道府県からの働きかけはありましたか。（都道府県、市区町村間の連絡協議会等を含む）
4	計画策定にあたって参考にした自治体はありますか。
関連法令等に基づく計画を一体的に策定した際のプロセス・検討体制について	
5	計画策定の期間、スケジュールを教えてください。
6	子どもに関する条例を定めていますか。また、その中に計画策定や計画策定のための審議会を位置付けていますか。
7	計画策定にあたった担当職員数は、どのくらいですか。
8	計画策定にあたってどんな調査を実施しましたか。（住民アンケート、有識者ヒアリング、パブリックコメント等）
9	アンケートを実施している場合、対象、設問の内容、設問数、配布の方法を教えてください。
10	多くの回答者を対象に大規模なアンケートを実施している場合、どのような手法を用いていますか。
11	貧困実態調査等、センシティブな内容の調査方法で工夫されたことはありますか。
12	計画策定の検討体制（実施主体、諮問機関等）や担当部署について（首長直属部署、教育委員会等）教えてください。
13	都市計画部局や、教育委員会との連携で工夫されたことはありますか。
14	第三者評価制度を持っていますか。また、第三者委員会に子どもを含みますか。
15	計画策定にあたっての予算額を教えてください。（自治体職員人件費を除く）
16	子ども施策に特化し、予算権限を持ったポストがありますか。
17	計画策定にあたっての外部委託の有無（全部外部委託、一部外部委託等）を教えてください。
子ども等の意見の聴取手法・反映方法について	
18	計画策定にあたって、子ども等の意見の聴取を行っていますか。
19	子ども等の意見の聴取手法としてどのような手法を用いていますか。
20	困難を抱える子ども、若者等、異なる対象（年齢そのほかの状況）ごとに聴取方法にどのような工夫をされましたか。
21	子育て支援団体への意見聴取を行っていますか。
22	子ども等の意見の聴取手法の検討で参考にしたものはありますか。
23	子ども等の意見をどのように計画に反映しましたか。
24	子ども施策の部局所管以外の事業について、子ども等の意見聴取を行っている事例はありますか。（公園・都市関係等）
25	子ども等の意見を聴取したことによる市民からの反響を把握していますか。
関連法令等に基づく計画を一体的に策定したことによる効果・利点等について	
26	一体的な政策策定を行ったことで、施策実施の面で効果・利点はありましたか。（事務負担の軽減等）
27	一体的な政策策定を行ったことで、市民生活に具体的な効果・利点はありましたか。
関連法令等に基づく計画を一体的に策定した際の苦労や今後に向けた改善点等について	
28	一体的な計画を策定する際に苦慮した点はありますか。
29	庁内連携等、上位計画との整合で苦慮した点はありますか。
30	一体としたい個々の計画の目標年次がバラバラの場合、計画期間のずれをどのように調整しましたか。
31	地域資源（民間活動）の把握をどのように行っていますか、連携や今後の活用について計画上に記載がありますか。
32	現行計画策定時の反省等を踏まえ、次期計画（自治体子ども計画）策定時に改善したい点はありますか。
33	一体的な計画策定にあたり、国や都道府県（市区町村の場合）に期待したい支援等がありますか。
34	現在作成を行っている自治体子ども計画策定のためのガイドラインについて、意見や要望はありますか。
その他	
35	計画のページ数はどのくらいですか。（現行計画と次期計画の見込み）
36	子ども・若者の位置づけ・定義はどのようにしていますか。（どういったところまでを範疇としていますか）
37	計画には、予算の裏付けがない内容についても記載がありますか。（議会にはどのように説明していますか）
38	子ども・若者にわかりやすい計画にするために工夫している点はありますか。

(3) ヒアリング結果

ヒアリング結果を以降に示す。

1) 北海道剣淵町

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した経緯・目的>

●経緯・目的

(剣淵町子ども・子育て支援事業計画に、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策についての計画)

- ・子育て支援に関して、国から実施を求められる事業、策定を求められる計画は多数あるが、剣淵町は人口約2,800人の小さな町であるため、それらを担当する課や職員は重複している。効率的に業務を行う上でも、読み手(住民など)に対してできるだけわかりやすく示すうえでも一体的に策定した方が良いと判断した。
- ・高校生までを対象とした計画を包含している。

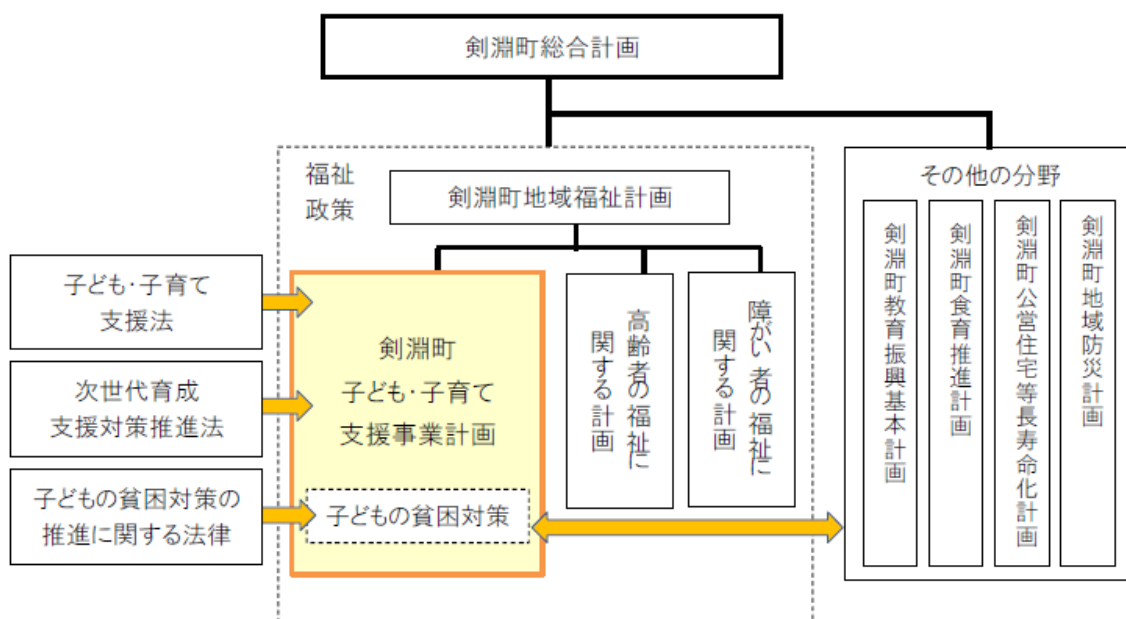


図 「第2期剣淵町子ども・子育て支援事業計画」の位置づけ
(「第2期剣淵町子ども・子育て支援事業計画」より)

●計画策定前に抱えていたこども施策に関する課題

- ・人口規模が小さく高齢化も進んでいるため、子どもの数自体は少ないが、子育て支援に対するニーズの多様化が全国的な傾向と同様に見られる。一方で、ニーズを受け止めるだけの人員や体制、財源などが十分ではない状況で、十分にニーズに対応できないことが課題である。

- ・ニーズの把握は、保育所と母子保健家計課の保健師から情報が入り、関係部署内で情報共有することで行っている。
- ・ニーズに対応できないことが、徐々に少子化や若年層の町外流出につながっているのではないかと懸念している。
- ・子育てで精神的に落ち込む方が増えている、子どもを預ける場所が町内にない、ヤングケアラーの疑いがある方がいる等の問題が挙げられているが、町内に物的・人的な資源がないため、解決に向けての方策が立たない状態である。
- ・課題解決のため、来年度（令和6年度）から子ども家庭センターを設置予定。

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した際のプロセス・検討体制>

●計画策定の期間、スケジュール

- ・次期計画は2年間で策定する。1年目はこども、保護者へのアンケートとその結果まとめ、「量の見込み」の算出を行う。2年目は会議を開催しながら意見を聞き、計画をまとめる。会議の開催回数やスタイルは、現在検討中である。

●こどもに関する条例、計画策定や計画策定のための審議会

- ・条例は設けていない。
- ・剣淵町子ども子育て支援会議を諮問機関としている。

●計画策定にあたった担当職員数

- ・2名。

●計画策定にあたっての調査

- ・小学校4～6年生（47名）、中学生（57名）、高校生世代（町外に通っている住民も含む）（109名）、保護者へのアンケートを実施。中学生以下のこどもがいる世帯は148世帯しかいない。小学生には学校でQRコードを配布して、親の意向が入らないように学校の授業内で回答してもらった。中学生は全員対象。高校生にはハガキを個人に郵送して回答していただくようにしていた。保護者には記述式が多いため、紙で郵送した。
- ・小学生向けの設問は15問、内容は、自分についてどう思うか、自分の親に愛されていると思うか、自分の意見は大切にされているか、今は不安か、幸せか、将来についてどういう気持ちをもっているか、剣淵町で生活していて不満を感じる事、剣淵町に必要なと思うこと、困っているときに相談する人はいるか、家でいつも誰かのお世話をしているか（ヤングケアラー）などを聞いている。ヤングケアラーについては、福祉関係でもアンケートを実施したことがあったが、直接こどもにも質問したほうがよいと考え再度聞いている。

- ・中学生向けの設問は 15 問、小学生の内容に追加で、国・社会・剣淵町がこどものために行うべきことは何かなどを聞いている。
- ・アンケート実施について、学校から設問数について少ない方がよいという意見があったようである。
- ・本来は子育て世代なども対象とすべきであった。

● 貧困実態調査等、センシティブな内容の調査方法での工夫

- ・当事者が読まれた際に失礼のないよう、他の自治体の同様の設問を WEB で検索し参考にした。また、他の自治体でもされているが、自分が該当するかだけでなく、そういう人を知っている、という選択肢も設定し、把握の精度を高めた。
- ・学校の先生に対する質問も想定したが、先生方の設問があると学校に協力してもらえないと考え、省略するなど踏み込んだ質問ができなかった。(回答率をあげるために学校に協力してもらう必要があり、先に学校に設問を確認してもらっていた)

● 計画策定の検討体制（実施主体、諮問機関等）や担当部署（首長直属部署、教育委員会等）

- ・実施主体は町、担当は住民課（保育所など子育て支援関係担当）である。令和 6 年度からは、子ども家庭センターを設置する予定であり、そこに引継ぎ、業務を進めることになる。
- ・計画策定の際の諮問機関は、剣淵町子ども子育て支援会議である。町内の資格を持っている方、子育て関係に精通している方、小中学校の代表者などで話し合いを続けている。

● 都市計画部局や、教育委員会との連携での工夫

- ・学校で回答の時間をとって、タブレットを用いてアンケートを実施するため、教育委員会と連携している。また、計画策定の会議に、行政では教育委員会、住民課、保育所、健康福祉課も関わっている。

● 計画策定にあたっての予算額（自治体職員人件費を除く）

- ・令和 5 年度予算（総事業費）は 2,204,000 円。令和 5 年度こども政策推進事業費補助金で申請した金額であり、委託料や、アンケート実施の際の通信管理費などを計上している。

● 計画策定にあたっての外部委託の有無（全部外部委託、一部外部委託等）

- ・アンケートの設問および調査票案の設計、回収したアンケートの入力、集計、報告書作成などを業者に委託している。

<こども等の意見の聴取手法・反映方法について>

●計画策定にあたって、こども等の意見の聴取

・小学校4～6年生、中学生、高校生世代（町外に通っている住民も含む）を対象に、アンケートを実施している。

●こども等の意見の聴取手法

・アンケートを通しての意見収集をしている。令和6年度は、直接こどもから意見を聞くことも含めて、方法を現在検討している。具体的には、タウンミーティングとして、学校の授業の一環で町長が話を聞く時間があるため、その機会に話を聞いたり、各学校の生徒会や児童会の役員に話を聞いたりする場を持たせたいと思っている。全学年に話を聞くのは難しく、限られた学年になってしまうが、そのような場を持たせたいと考えている。

●困難を抱えるこども、若者等、異なる対象（年齢そのほかの状況）ごとの聴取方法の工夫

・アンケートの中で、ヤングケアラーの当事者ではないかということと、相談したいことはないかを尋ねている。アンケートはWebで回収するため、親や先生に見られることがなく、正直に回答を頂き、実態を把握したいと考えている。

●子育て支援団体への意見聴取

・現時点では行っておらず検討中である。

●こども等の意見の計画への反映

・現時点では行っておらず検討中である。

●こども施策の部局所管以外の事業について、こども等の意見聴取を行っている事例

・現時点では行っておらず検討中である。

●こども等の意見を聴取したことによる市民からの反響

・ヒアリング等実施した場合は広報等でお知らせしたいと考えている。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定したことによる効果・利点等について>

●一体的な政策策定を行ったことでの、施策実施面での効果・利点

・計画策定や会議の開催など、事務負担の軽減

●一体的な政策策定を行ったことでの、市民生活での具体的な効果・利点

- ・アンケートの回数が減り、経費節減、回答者（住民）の負担軽減、「何度も同じようなアンケートが来る」というイメージを持たれないなどの効果がある。
- ・計画をコンパクトにできること。現在策定中の計画も、福祉計画に含めてしまっても分かりやすくして良いのではとも思っている。また、有識者も別の計画と重複している場合もあるため、会議に出る機会を少なくすることができる。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定した際の苦労や今後に向けた改善点等について>

●庁内連携等、上位計画との整合で苦慮した点

- ・現時点では特にはない。

●計画期間のずれの調整

- ・計画時期がバラバラでも、現時点では調整しようとは思っておらず、困ったことはない。

●地域資源（民間活動）の把握

- ・小規模の自治体のため、団体や活動内容は概ね承知している。計画策定時には意見を聞くことを検討している。具体的には、絵本の里という団体があり、絵本の館の中で、体験活動の工作などを週一回行っている。そのような場からこどもの意見を聞けたらと思っている。また、知的障害者の福祉施設もあり、話を聞けたらと思っている。昔とは違う理由で不登校になっている児童もおり、相談する場もなかなかないため、障害者の施設などからアドバイスをいただけるのではないかと考えている。

●一体的な計画策定にあたり、国や都道府県に期待したい支援等

- ・アンケート調査を実施するにあたって、こども政策推進事業費補助金を頂いたことは有難かった。計画策定時にも財政支援があると有難いと感じている。様々な計画があるが、マンパワーや知識がないと、コンサルに頼らざるを得なく、財源が弱いところが後回しになりがちになるため、補助金があると計画策定を遂行しやすい。

●ガイドラインについて、意見や要望

- ・こどもの数にかかわらず、多様なニーズがあることは全国同様だと思うが、それを受け止める側の体制や経済状況（財源）は人口規模によって異なる。広域で連携、設置することを促進したり、人口規模によっては自治体の判断に任せたりすることなども、場合によっては示して頂いても良いのではないかと思う。

<その他>

- 計画のページ数について
 - ・ 現計画「子ども・子育て支援事業計画」は 50 ページ

- こども・若者の位置づけ・定義
 - ・ 現時点では、決まっていない。

- 予算の裏付けがない内容についての記載
 - ・ 現計画では実現が難しい施策も掲載している。

- こども・若者にわかりやすい計画にするための工夫
 - ・ できるだけ平易な言葉づかい、構成、編集に努めたいと考えている。別冊などは作成していない。

2) 秋田県湯沢市

<次期計画で関連法令等に基づく計画を一体的に策定する経緯・目的>

●経緯・目的

- ・子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困に関する計画（子どもの未来応援計画）を統合、その他、若者支援、少子化についても盛り込む予定。こども大綱の発出を踏まえ、一体的に策定を予定。

●計画策定前に抱えていたこども施策に関する課題

- ・少子化により教育・保育施設の将来的な経営に影響が出ると考えられる。

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定する際のプロセス・検討体制>

●計画策定の期間、スケジュール

- ・次の計画が令和7年度から施行されるため、令和5年度3月までに庁内推進体制を構築し、令和6年度4月以降策定する。

●こどもに関する条例、計画策定や計画策定のための審議会

- ・審議会を位置付けた条例はなし

●計画策定にあたった担当職員数

- ・2人程度を想定している。

●計画策定にあたっての調査

①子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（令和5年度11月）

就学前と小学生用の2種類あり、就学前用は0歳～5歳を養育している保護者、小学生用は小学生を養育している保護者が対象である。回答方法は紙・Web併用である。

②ヤングケアラー調査（令和5年度11月）

市内の中学生全員が対象である。回答方法は学校のタブレットである。

③若者の結婚等に関する調査（令和5年度2月）

回答方法はWebである。

●貧困実態調査等、センシティブな内容の調査方法での工夫

- ・「子どもの生活アンケート」は、虐待、ネグレクト、ヤングケアラー等の状況により支援が必要な生徒を発見することを目的としているが、「ヤングケアラーアンケート」等、直接的な表題としないことで、回答しやすいよう配慮している。
- ・家庭の状況を問う内容のため、学校のタブレット端末で回答する方式としており、設問の最後には相談窓口を紹介している。

～中学生のみなさんへ～

学校や家庭生活のことで悩んだり困ったりしたときは、ひとりで抱えず、学校の先生やスクールカウンセラーなど信頼できる大人に相談することをおすすめします。

自分のことや家族のことを話すのはとても勇気のいることですが、思い切って「言葉」にしてみることで、解決につながる方法が見つかったり、気持ちを軽くしたりすることができるかもしれません。

もし、話すことに抵抗があったり、まわりに話を聞いてくれる大人がいなくても、下記のような相談先があります。

サポートしてくれる人は必ずいますので、勇気を出して相談してみませんか。

名称	電話番号	受付
湯沢市子ども未来課 子ども子育て応援班 (保健師または家庭相談員まで)	0183-55-8275	月～金(土日祝除く) 8:30～17:15
湯沢市健康対策課 (保健師まで)	0183-73-2124	月～金(土日祝除く) 8:30～17:15
南児童相談所	189(いちはやく)	24時間 365日 (休日夜間は中央児童相談所につながります)
子ども家庭電話相談 「電話相談よい子に」	フリーダイヤル 0120-42-4152	24時間 365日 (中央児童相談所につながります)

図 湯沢市「子どもの生活アンケート」における相談窓口の紹介

- ・アンケートの実施検討にあたっては、教育委員会や校長会と協議・意見聴取を行っているほか、アンケートの集計結果は学校に共有、アンケートの結果から支援が必要な生徒については学校、教育委員会と情報共有を行っている。この結果、ヤングケアラーに該当すると判断できる世帯や、支援を要すると疑われる世帯への、家計支援、相談支援等、実際の支援実績につながっている。
- 計画策定の検討体制（実施主体、諮問機関等）や担当部署（首長直属部署、教育委員会等）
 - ・ 子ども担当部署で事務局を担当し、庁内検討会で検討、こども子育て会議に諮ることを想定。
- 都市計画部局や、教育委員会との連携での工夫
 - ・ 庁内検討会では、こども担当部署以外（教育委員会、少子化担当、雇用に関係ある商工関係）も含めた担当で調整（事業や施策の洗い出し）し、課長が確認する予定である。開催頻度は年3・4回は必要と考えている。
- 計画策定にあたっての予算額（自治体職員人件費を除く）
 - ・ 令和6年度 7,500 千円（コンサル委託を検討）

●計画策定にあたっての外部委託の有無（全部外部委託、一部外部委託等）

- ・3つのアンケートの集計・とりまとめは令和5年度で既に委託している。令和6年度では計画策定を委託する予定。

<こども等の意見の聴取手法・反映方法について>

●計画策定にあたって、こども等の意見の聴取

- ・中高生に地域への課題意識を持ってもらうため、既存事業として高校生と中学生から市長への提言事業を実施している。

●こども等の意見の聴取手法

- ・既存事業に加え、小学生を対象とし、手法は今後検討する。
- ・小学生向けのファシリテーター役はこども担当部署の職員で実施しようと考えている。
- ・聴取のテーマについては、既存事業では、中高生が授業の一環で、総合学習として実施しているもので、そこで出た意見のうち、計画に該当するものがあれば意見を抽出しようという想定である。小学生にはテーマを与えないと難しいと思われるので、テーマを与えてから意見聴取することになると思われる。学校の授業の一環だと、教育委員会の協力が不可欠になってしまうため、市で運営している放課後児童クラブに訪問して、意見を伺おうとしている。

●子育て支援団体への意見聴取

- ・既に実施。子ども食堂、制服リユースを行っている団体等でネットワーク会議を年3回開催している。困っているこどもを相談機関に繋いでもらうというのが趣旨である。市や支援団体同士をどう繋いでいくか、各団体の活動内容、気になる児童がいることなどをざっくばらんに話し合っている段階である。

●こども等の意見の聴取手法の検討で参考にしたもの

- ・特になし

●こども等の意見の計画への反映

- ・今後検討する

●こども施策の部局所管以外の事業について、こども等の意見聴取を行っている事例

- ・少子化、若者支援担当課（高校生からの提言事業）、教育委員会（中学生と市長と語る会）

＜関係法令等に基づく計画を一体的に策定することによる効果・利点等について＞

- 一体的な政策策定を行うことでの、施策実施面での効果・利点
 - ・ 子ども子育て支援事業計画、子どもの貧困に関する計画を統合、少子化、若者支援についても盛り込む計画とする予定。少子化、若者支援に関する計画は未策定。こどもに関する計画が一本化されることで、内部や市民にわかりやすい計画になると思われる。

＜関係法令等に基づく計画を一体的に策定する際の苦労や今後に向けた改善点等について＞

- 一体的な計画策定にあたって苦慮する点
 - ・ 現在のところ、若者支援、少子化に関する事業は結婚支援や給食費無償化など限定的であり、こども大綱に示されたものを網羅することは困難と考えている。こども大綱では、4つの大綱を1本化する想定だが、湯沢市では若者支援や少子化の計画がないため、現在実施している既存事業を載せるくらいになってしまい、国が意図しているような計画にならないのではないかと懸念している。
※事務局からの補足：人員や予算は自治体によって異なり、実施できる事業の差があると思われるため、掲載できる範囲で十分である。

- 庁内連携等、上位計画との整合で苦慮する点
 - ・ 若者支援と少子化対策については、別の部署で実施しているため、一定程度同じ部局であるとよいと思われ、機構改革が必要と考えている。庁内会議を実施するのみでは別部署であると連携が不十分と考えている。

- 計画期間のずれの調整
 - ・ ずれは生じない見込みである。

- 地域資源（民間活動）の把握
 - ・ 関係団体と連携し、計画に盛り込む。

- 次期計画策定時に改善したい点
 - ・ こども担当部署のみならず、関係部署が一体となった計画にしたい。

- 一体的な計画策定にあたり、国や都道府県に期待したい支援等
 - ・ 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査を実施するように国からの通知があったため、ニーズ調査を実施したが、子ども・子育て支援事業計画に該当する保育ニーズの把握と提供体制の整備部分に関し、出生数の減少により、地方では定員に余剰が生じつつあり、待機児童が生じる可能性は低くなっている。出生者全員が入所できる体制であ

り、そういった自治体については、提供体制の確保のみで問題なく、全国一律の調査は必要ないと思慮する。

●ガイドラインについて、意見や要望

- ・少子化、若者支援に関する既存計画がなく、該当施策や担当部署がない場合、計画に盛り込むことが困難と考えるが、その取り扱いを示してもらえれば幸いである。

<その他>

●計画のページ数について

- ・未定

●こども・若者の位置づけ・定義

- ・未定

●予算の裏付けがない内容についての記載

- ・記載する見込み

●こども・若者にわかりやすい計画にするための工夫

- ・子供向け概要版の発行を検討したい。

3) 山形県

＜関連法令等に基づく計画を一体的に策定する方向で検討した経緯・目的＞

※山形県は令和6年度に策定予定であり、現段階で策定済みではありません。以下の表記についても同じ

●経緯・目的

- ・やまがた子育て応援プラン、山形県子ども・若者ビジョン、山形県子どもの貧困対策推進計画があり、これらに加えて、ひとり親自立促進計画、成育医療等に関する計画を、山形県こども計画として一体とする方向。子ども・若者に関する関係計画を統合することで、総合的に施策展開できるメリットがある他、事務量の削減にもつながる。

●計画策定前に抱えていたこども施策に関する課題

- ・若年女性の県外流出や未婚化・晩婚化による出生数の減少に歯止めがきかないこと。

＜関連法令等に基づく計画を一体的に策定した際のプロセス・検討体制＞

●計画策定の期間、スケジュール

- ・令和4年度秋以降から少しずつ検討を進め、令和5年度に「子どもの生活実態調査」「困難を有する若者等に関する全県調査」の2つの調査を行った。その時点ではこども大綱等が示されていなかったため、経年変化を見られるように前回調査の踏襲を基本とし、不足する部分は令和6年度に実施しようという考えのもと検討を行った。山形県こども計画は令和6年度に策定作業を行う予定である。(R6.7 骨子、R6.11 素案、R7.1 パブリックコメント)

●こどもに関する条例、計画策定のための審議会

- ・山形県子育て基本条例を制定している。また、計画策定のための審議組織として「子育てするなら山形県推進協議会」を位置付けている。(設置根拠：子育てするなら山形県推進協議会条例、県の附属機関)

●計画策定にあたった担当職員数

- ・次世代育成支援対策推進法と県の子育て基本条例に基づく「やまがた子育て応援プラン」、その他に統合を予定している4つの計画（子ども・若者ビジョン、子どもの貧困対策推進計画、ひとり親自立促進計画、成育医療等に関する計画）それぞれに専任ではないが主担当が1人ずついる。

●計画策定にあたっての調査

- ・①子どもの生活実態調査（令和5年度）、②困難を有する若者等に関する全県調査（令和5年度）、③県政アンケート【結婚・子育て・家庭に関する意識調査】（令和5年度）

●アンケートの対象・内容等

- ・③県政アンケートについては実施済み。
対象：県内在住の18歳以上の者（標本数2,500・回答数1,297）
設問数：8
配布方法：郵送（回答は郵送及びインターネットから選択可能）
- ・県政アンケートはこども施策だけでなく様々な内容の問いを含んでおり、別の部署が主体となって実施しているもの。

●貧困実態調査等、センシティブな内容の調査方法での工夫

- ・調査対象者の選定にあたっては、住民基本台帳から無作為抽出を行い、回答にあたっては無記名での提出とし、回答者が分からないように実施。

●計画策定の検討体制（実施主体、諮問機関等）や担当部署（首長直属部署、教育委員会等）

- ・実施主体：県（しあわせ子育て応援部）、諮問機関：子育てするなら山形県推進協議会（県の附属機関）

●都市計画部局や、教育委員会との連携での工夫

- ・策定及び施策の展開にあたって、知事を本部長とする全部局をまたいだ組織「子育てするなら山形県推進本部会議（以下：本部会議）」を設置している。

●計画策定にあたっての予算額（自治体職員人件費を除く）

- ・令和5年度予算：
子育てするなら山形県推進協議会開催経費（751千円）
子ども生活実態調査（4,479千円）
困難を有する若者に関する全県調査（3,212千円）
- ・令和6年度予算：
子育てするなら山形県推進協議会開催経費 795千円
こどもまんなか山形推進事業費 5,679千円

●計画策定にあたっての外部委託の有無（全部外部委託、一部外部委託等）

- ・子どもの生活実態調査、困難を有する若者に関する全県調査等を委託。
- ・2つの調査とも、設問設計は県で実施。

- ・子どもの生活実態調査は、発送、回収、集計を委託。
- ・困難を有する若者に関する全県調査は、調査、集計を委託。調査は、山形県民生委員・児童委員協議会へ委託し、民生委員に地区の状況を報告してもらい、集計も別途委託。

<こども等の意見の聴取手法・反映方法について>

- 計画策定にあたって、こども等の意見の聴取
 - ・令和6年度実施予定
- こども等の意見の聴取手法
 - ・こども会議、子育てホネットーク、子育て応援団会議、こども・若者パブリックコメントの設置等を予定。
 - ・こども会議は、小学校高学年から高校生を対象に委員を募って、事前に勉強会を行いながら、計画策定に向けて意見を出し合い、計画諮問機関において意見を届けてもらうことを考えている。
 - ・子育てホネットークは、子育て当事者に直接意見を聞く場。
 - ・子育て応援団会議は、企業や子育て支援団体など、地域において子育て支援に取り組む方々に意見を聞く場。
 - ・こども・若者パブリックコメントは、通常のパブコメを、子どもが意見を言いやすい環境を準備して実施するもの。子どもが意見を出しやすいテーマを設定するなど工夫したいと考えている。
 - ・意見の聞き手について、こどもから意見をきく場面（こども会議）は、国のファシリテーター派遣事業を活用、または専門スキルを持つ方への委託を想定。
- こども等の意見の聴取手法の検討で参考にしたもの
 - ・他県の取組み（東北各県の担当者と電話で意見交換）や、こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスのあり方に関する調査研究やこども・若者参画及び意見反映専門員会における資料等。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定することによる効果・利点等について>

- 一体的な計画策定を行うことでの、施策実施面での効果・利点
 - ・効果的・効率的な施策の展開、事務負担の軽減が図られると考えている。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定する際の苦労や今後に向けた改善点等について>

- 一体的な計画策定にあたって苦慮する点

- ・ 5 計画を統合するため計画の構成、数値目標値の設定において、各担当課との調整が必要である。現行計画では子育て環境満足度を指標としているが、成果指標のあり方について今後検討が必要である。

●計画期間のずれの調整

- ・ 他の計画を前倒しで終了し、こども計画に統合する予定。子どもの貧困対策推進計画、ひとり親自立促進計画の 2 つの計画は令和 7 年度までが期間であるため、1 年前倒しで評価、統合する予定。

●地域資源（民間活動）の把握

- ・ 一例として、子ども食堂等、子どもの居場所に関しては、山形県社会福祉協議会に子どもの居場所づくりサポートセンターの運営を委託し、県内の状況の把握に努めている。

●一体的な計画策定にあたり、国や都道府県に期待したい支援等

- ・ 必要な調査や計画策定に係る経費の支援、計画策定に向けたガイドラインの早期提供、ガイドラインに係る説明会の開催。

<その他>

●計画のページ数について

- ・ 子育て応援プラン（121 ページ）、子ども・若者ビジョン（67 ページ）、子どもの貧困対策計画（65 ページ）、ひとり親支援計画（88 ページ）の計画を統合し、県こども計画は 200 ページ程度を想定。

●こども・若者の位置づけ・定義

- ・ 国の定義を参考に今後検討

●予算の裏付けがない内容についての記載

- ・ 現行計画の具体的な施策としては、予算の裏付けがある事業について記載している。
（予算上の事業名は記載していない）
- ・ 計画策定時点で予算化されていないものでも、事業展開の方向性として、ある程度示すことは可能と考える。

●こども・若者にわかりやすい計画にするための工夫

- ・ 意見聴取等に協力していただいたこども・若者には頂いた意見がどのような形で反映されたか、言葉遣いや資料を工夫するなどして分かりやすく伝えていく必要があると考えている。

4) 東京都豊島区

＜関連法令等に基づく計画を一体的に策定した経緯・目的＞

●経緯・目的

(豊島区子ども・若者総合計画に、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策についての計画)

- ・各法律により義務付けられた計画を策定し、支援事業を実施していたが、子ども・若者支援策を総合的に展開するため、従前の計画の改定年に合わせて、総合計画を策定。
- ・個別の計画ではその計画の中に納まらない課題もあり、それらの課題を含めた総合計画を策定。
- ・単体の計画も改訂年に当たっていたため、合わせて総合計画に作り直し。

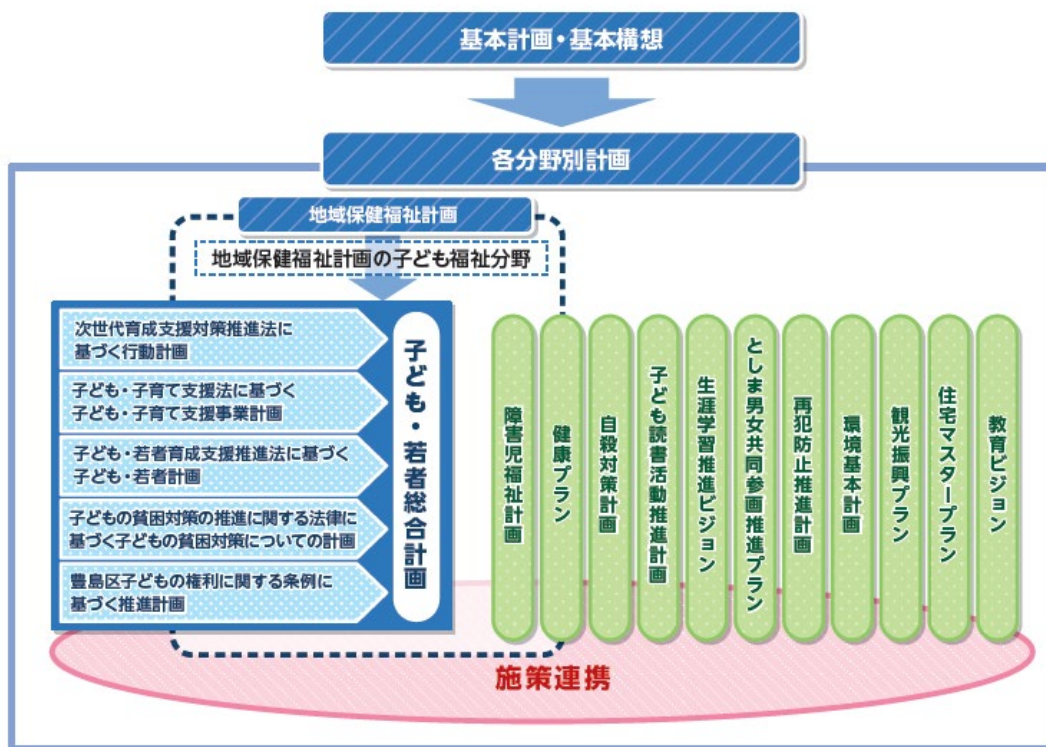


図 「豊島区子ども・若者総合計画」の位置づけ
(「豊島区子ども・若者総合計画」より)

●計画策定前に抱えていた子ども施策に関する課題

- ・子育て・子育て支援、困難を抱える子ども・若者及びその保護者に対する地域ぐるみの支援など。

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した際のプロセス・検討体制>

●計画策定の期間、スケジュール

- ・令和5年度～令和6年度の2年間で改定作業を実施する予定。
- ・計画期間は令和7～11年度の5年間。

●こどもに関する条例、計画策定や計画策定のための審議会

- ・豊島区子どもの権利に関する条例を定めており、推進計画の策定と、区長の附属機関として子どもの権利委員会の設置を定めている。

●計画策定にあたった担当職員数

- ・豊島区子ども若者総合計画策定の担当者は3名。

●計画策定にあたっての調査

- ・区民アンケート、子ども・若者へのヒアリング調査、パブリックコメント、計画案に対する子どもや若者からの意見聴取。
- ・区民調査は7区分。就学前の児童の保護者、小学校1～3年生の保護者、小学校4～6年生の保護者、中学生の保護者、小学校四～六年生のこども本人、中高生本人、18～29歳の若者を住民区台帳から抽出してアンケートを実施している。また住民区台帳と別にこども施設（例えば区の施設では保育園、幼稚園、小中学校、子どもスキップ、保健所、子ども家庭支援センターなど）の職員や地域団体（町会、民生児童委員、青少年育成委員、社会福祉協議会）の方にもアンケートを実施。

対象者		子ども・若者の年齢	配付数	回収数	回収率
保護者	①就学前児童保護者	0～5歳	1,500	738	49.2%
	②小学校1～3年生保護者	6～8歳	750	405	54.0%
	③小学校4～6年生保護者	9～11歳	750	305	40.7%
	④中学生・高校生等の保護者	12～17歳	1,500	544	36.3%
子ども 若者	⑤小学校4～6年生本人	9～11歳 (上記③の子ども)	750	279	37.2%
	⑥中学生・高校生等本人	12～17歳 (上記④の子ども)	1,500	455	30.3%
	⑦若者	18～29歳	1,500	302	20.1%
合 計			8,250	3,028	36.7%

図 調査対象及び配布・回収数（区民調査）
（「豊島区子ども・若者総合計画」より）

区分	対象者	配付数	回収数	回収率
①区施設職員	保育園、幼稚園、小中学校、子どもスキップ、中高生センタージャンプ、教育センター、区民ひろば、子ども家庭支援センター、池袋保健所、長崎健康相談所の職員	300	272	90.7%
②地域団体	町会、民生委員・児童委員、保護司、青少年育成委員、社会福祉協議会	350	212	60.5%
合計		650	484	74.5%

図 調査対象及び配布・回収数（子ども施設職員・地域団体等調査）
（「豊島区子ども・若者総合計画」より）

- ・アンケートの内容は、こどもたちが普段どんなことを考えて生活しているか把握するため、例えば自己肯定感に関する質問、普段生活する中で相談する相手がいるか、どんなときに楽しいと感じるか、など。
- ・豊島区の特徴として子どもの権利に力を入れているため、子どもの権利条例に関する認知度も質問項目に入れている。
- ・団体の方に対しては、自己肯定感を問う代わりに子供と接する中で課題に感じていることはあるかといった項目が中心である。

●大規模アンケートの手法

- ・郵送で配布・回収、WEB 回答。
- ・なるべく質問数を絞った形でアンケートを作成。こどもたちにとって何ページもある調査は負担であるため、なるべく重要な問題だけに絞って作成。
- ・前は郵送だけで実施したが今回は Web でも回答できるように進めている。
- ・調査の途中でお礼状兼督促状としてハガキを送付。
- ・今回は住民記録台帳から抽出しているため、全数調査ではない。学校での実施については、教育部局にも相談はしたが、話し合いの結果今回の手法では学校に働きかけるのは難しいということとなった。

●貧困実態調査等、センシティブな内容の調査方法での工夫

- ・貧困に関してはアンケート調査の質問に組み入れた他、子ども食堂等で個別ヒアリング調査を実施。

●計画策定の検討体制（実施主体、諮問機関等）や担当部署（首長直属部署、教育委員会等）。

- ・豊島区の子ども関連の審議会に諮問し検討。担当部署は子ども家庭部子ども若者課。

- ・審議会は3種類（青少年問題協議会、子どもの権利委員会、子ども子育て会議）設置されている。
- ・豊島区の特徴として子どもの権利条例を定めている。子どもの権利に関する意見は子どもの権利委員会、子ども子育て会議は子ども子育て支援事業計画の部分についての意見、量の見込みなどについて集中的に意見を頂いている。それらを踏まえた総合的な内容については豊島区青少年問題協議組合で意見を頂く。

●都市計画部局や、教育委員会との連携での工夫

- ・計画案を審議する審議会には教育委員会も常任理事として出席している。都市整備部は審議会の理事ではないが、計画の実施事業に都市整備部の事業も含まれる。

●第三者評価制度

- ・計画の進捗状況は、計画案を策定した審議会委員に報告し、実施状況への意見をもらい、事業実施課へフィードバックするとともに、報告書にまとめて公開している。ただし、委員にこどもは含まれていない。

●計画策定にあたっての予算額（自治体職員人件費を除く）

- ・令和5年度は13,673千円、令和6年度は1,1408千円。
- ・アンケート実施などの委託費と委員報酬などの審議会にかかる経費である。

●計画策定にあたっての外部委託の有無（全部外部委託、一部外部委託等）

- ・アンケート実施を委託している。アンケートの設問検討等も含む。他自治体も参考にしながら、委託先から設問案を頂いている。その後審議会の委員に意見をもらい最終的に決定した。

<こども等の意見の聴取手法・反映方法について>

●計画策定にあたって、こども等の意見の聴取

- ・アンケート調査、ヒアリング調査を行っている。

調査目的

アンケート調査では把握しきれない子どもの思いや、困難を抱える子ども・若者の実態や意識を把握することを目的に、関係機関や団体の協力を得て、子ども・若者へのヒアリングを実施しました。

調査実施場所

(1) 子どもの居場所

①子どもスキップ、②中高生センタージャンプ、③子ども食堂、④プレーパーク

(2) 困難を抱える子ども・若者

①障害を持つ児童を受け入れている子どもスキップ

②外国籍の子どもを対象に学習支援を行う団体

③多様な性自認・性的指向の子どもを支援する団体

④不登校・ひきこもり（または経験のある）の子どもを支援する団体

⑤虐待・DVなどの被害を受けた子ども（母子生活支援施設）

図 ヒアリングの調査目的、調査実施場所
（「豊島区子ども・若者総合計画」より）

●困難を抱えるこども、若者等、異なる対象（年齢そのほかの状況）ごとの聴取方法の工夫

- ・アンケート調査はこどもを年齢により、小中学生、高校生、若者に分け、それぞれ質問内容を変えている。
- ・困難を抱えるこどもへのヒアリングは、こどもの居場所や支援団体に協力を依頼し、支援者に質問をしてもらい、区の担当者が記録する方法で実施。
- ・小学1～3年生は保護者にのみアンケートを実施。小学4～6年生と中学生はすべてフリガナを振り小学生でも中学生でも分かりやすいようにした。小学生だけが答える問い、中学生だけが答える問いを分けている。

●子育て支援団体への意見聴取

- ・子育て支援に特化した団体への意見聴取は実施していない。ただし、民生委員児童委員、育成委員会等地域で活動する団体へはアンケート調査を依頼。

●こども等の意見の聴取手法の検討で参考にしたもの

- ・審議会の委員や地域で活動する方の意見。
- ・こどもや若者を対象とした計画のため、当事者であるこどもや若者が今どのようなものを望んでいるのか、どのようなことを考えているのか、どのようなことに困りごとやモヤモヤしたものを抱えているのか、少しでも聴取したうえでこどもたちが

不足していると思っているものを補完するような区の施策を進めていきたいということ
ことで子どもたちの意見を聴取することになった。

- ・子ども関連の審議会に参加して頂いている地域の方や学識経験者から、子どもたちの声をきちんと聞く必要があるという意見は日頃から頂いていたため、意見聴取も自然な流れで実施。

●子ども等の意見の計画への反映

- ・子どもの放課後の居場所の充実等、アンケートやヒアリングで出された意見を施策に反映。

●子ども施策の部局所管以外の事業について、子ども等の意見聴取を行っている事例

- ・アンケート調査の中で、子どもの居場所として公園についても選択肢とした。

●子ども等の意見を聴取したことによる市民からの反響

- ・既に行っているアンケート調査に関しては特段反響について把握していない。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定したことによる効果・利点等について>

●一体的な政策策定を行ったことでの、施策実施面での効果・利点

- ・子どもから若者までの施策を総合的に実施することで、不足する部分や重複する部分が分かり易くなり、施策の見直しにつながる。

●一体的な政策策定を行ったことでの、市民生活での具体的な効果・利点

- ・切れ目のない施策の情報を届けることができる。例えば施策の対象となる年齢ごとに今まではばらばらだった情報提供、子ども向け、若者向けだったのが一体的となった。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定した際の苦労や今後に向けた改善点等について>

●庁内連携等、上位計画との整合で苦慮した点

- ・現在のところ特になし（現行計画策定時の状況は不明）。
- ・区の上位計画、基本計画、基本構想をもとにしている。豊島区の未来戦略プランを上位計画として定めている。その未来戦略プランの中に子どもや女性に優しい社会といった目標を掲げている中の一つとして、子ども若者への支援というのがある。上位計画からどのように流れるかの流れができていたため、一つ一つ調整するような苦労はない。
- ・区の中でもいろいろな実施計画がある。その計画については子ども若者総合計画の一部に取り込んでいる部分もある。目標として取り組んでいる部分や実施している事業として取り組んでいる部分もあるが、施策連携という形で教育ビジョン、男女共同参画プラ

ン、健康プラン、障害者の福祉計画などとも横の連携という形で連携している。計画事態はそれぞれの部署で策定してはいるが、内容、目標とするところを同じような目線で作っているため連携はできている。

- ・豊島区は計画改定年に当たって様々な部署で計画を策定している。子ども家庭部子ども若者課が策定している計画に関しては、事業者を入れてアンケート調査等を一部委託できているが、自前で実施せざるを得ない部局もある。そうすると庁内で関係部署から職員を募りプロジェクトチームを作って実施しているところもある。普段から計画の実施状況などを毎年調査する中でやりとりし、調査実施に当たって説明会を開いて趣旨説明している。

●計画期間のずれの調整

- ・主な計画の改定年は一致していた。

●地域資源（民間活動）の把握

- ・子ども若者地域支援協議会などを通じて、地域活動の情報を得ている。地域力の活用は計画の中の目標の1つとして設定。
- ・ヒアリングの協力を頂いているNPOだけでなく、従前からある青少年育成委員の活動やコミュニティソーシャルワークの事業などについても地域活動の1つと捉えている。こども食堂ネットワークやこどもの学習支援なども地域活動の一部と考えている。

●次期計画策定時に改善したい点

- ・障害児を対象とした計画部分を分かり易くする。障害児に対するアプローチについては異なる部署で実施していて、障害者を対象とした計画は別にある。子ども・若者総合計画の中にも障害児に対する施策は盛り込んでいるが、いろいろな目標の中に溶け込んでしまっているため今の計画の目標設定の中では障害児に対するアプローチが分かりにくい状況になっている。他の審議会の委員からそれをもう少し分かりやすくした方が良いという指摘があった。

●一体的な計画策定にあたり、国や都道府県に期待したい支援等

- ・計画策定に係る経費の補助や、基礎調査データの公開。こどもを取り巻く状況は年々変わっていくもので、国ではこどもたちに対する調査を行っている。自治体として基礎的な調査を毎年やるのはなかなか難しい。基礎調査のデータ等が公開されていればそれを活用し、それを踏まえたアンケート調査項目の設計等も可能である。
- ・豊島区は他の自治体から計画を作るに当たってアンケート調査票を参考にさせてもらいたいという依頼を頂くことがある。小さい自治体だと他の自治体がどのようにやっているのか把握するだけでも大変なのではないか。ホームページ等に掲載している自治体も

多いと思うがそれを網羅的に探していくのはかなりの労力がある。そういったことをアドバイスして頂けるのであれば時間短縮できるのではないか。

●ガイドラインについて、意見や要望

- ・最低限必要となる内容の明示。具体例の提供。

<その他>

●計画のページ数について

- ・現行計画は197頁、次期計画は未定。

●こども・若者の位置づけ・定義

- ・原則として0歳～30歳までとし、一部の施策は39歳までとしている。就労支援や相談対応は39歳までを対象。

●予算の裏付けがない内容についての記載

- ・今後に向けての目標として掲載。豊島区は子どもの権利に関する目標は特徴として打ち出している。この中にはすぐに実現できないものも含めて目標としている事業も含まれている。それ以外の部分も区の基本計画の柱としているものとリンクさせるよう実施している施策や事業を集めて分かりやすく体系別にする形で今の計画はできている。
- ・次期計画も基本的には今の計画の柱建てと同じような形にする。ただ審議会の中で新しい考え方等が示されれば、それは参考にして取り入れて作っていきたい。

●こども・若者にわかりやすい計画にするための工夫

- ・現行の計画も概要版はあるが一般向けの概要版になっている。こどもたちの意見を取り入れてこどもでも分かりやすい概要版を作成したい。

5) 川崎市

＜関連法令等に基づく計画を一体的に策定した経緯・目的＞

●経緯・目的

(川崎市子ども・若者の未来応援プランに、子ども・若者計画、次世代育成支援対策行動計画、子どもの貧困対策推進計画等)

- ・ライフステージを通した切れ目のない子ども・若者の育成支援や子育て支援を、より分かりやすく効率的・総合的に推進するため。

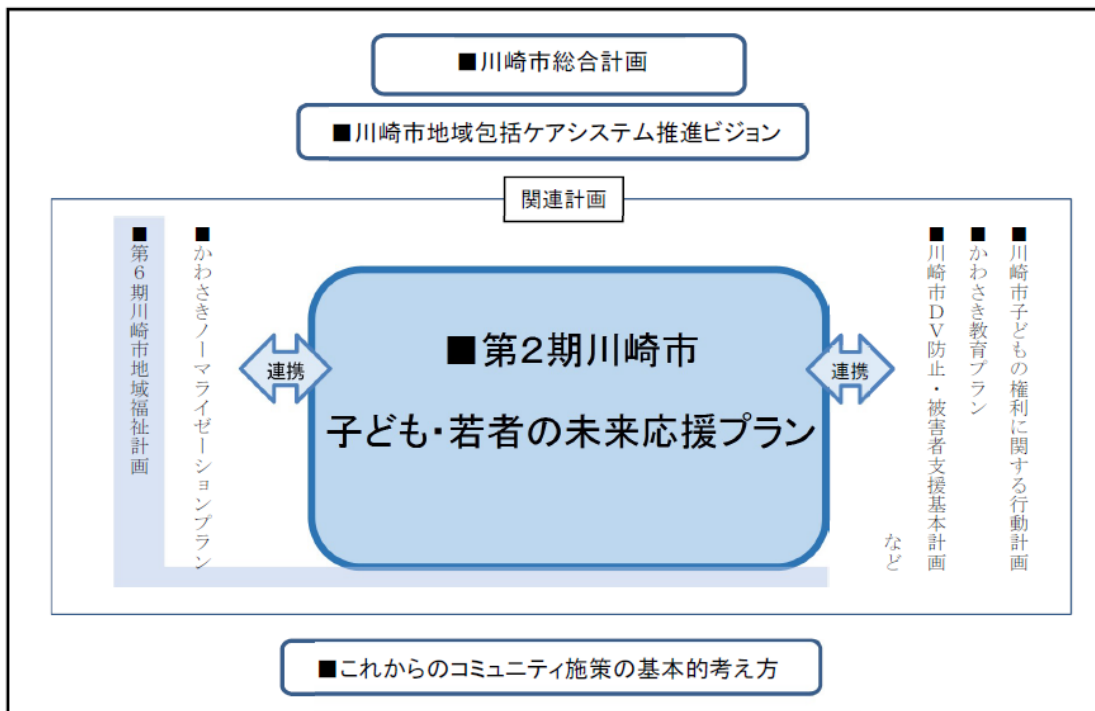


図 「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の位置づけ
(「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」より)

●計画策定前に抱えていたこども施策に関する課題

- ・子育てに不安を感じる家庭の増加、子ども・若者の孤立化、子どもが多様な価値観にふれる機会の喪失、継続した保育需要の高まり、保育の質の維持・向上、学校等における教育力の向上、一人ひとりのニーズにあった支援、児童虐待の相談・通告件数の増加、経済的な困窮や援助希求が発信できない世帯の対応、子どもの発達状況などに不安を抱える家庭の増加など。
- ・令和2年度に「川崎市子ども・若者調査」を実施。その中で出てきた課題をピックアップしている。アンケートは、課題と考えられることについて、ある程度の仮説をもとに調査設計している。とりまとめは川崎市子ども・子育て会議の委員等に諮って行った。

●計画策定にあたって参考にした自治体

- ・リーフレットの作成にあたり、デザイン面で広島市を参考にした。

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した際のプロセス・検討体制>

●計画策定の期間、スケジュール

- ・令和3年3月から包含する各計画の確認を行い、令和4年3月に策定（1年1か月）。
- ・計画の前々年度に調査、前年度に策定というのが一般的なスケジュール。本計画も同じであり一般的なものだった。（1年1か月というのは策定期間で、前の年度に調査を実施しており、実質は2年かけて策定している。）

●こどもに関する条例、計画策定や計画策定のための審議会

- ・平成12年12月に「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定。その中に計画策定や計画策定のための審議会は位置づけていない。ただし、川崎市子ども・子育て会議に策定の進捗を報告しており、会議には外部の有識者が参加している。

●計画策定にあたった担当職員数

- ・担当課の人数が9名、主担当は1、2名。
- ・それぞれ複数の業務を抱えており、専任はいない。
- ・専門スキルを持った職員はおらず、事務職の職員が対応。

●計画策定にあたっての調査

- ・令和2年度にアンケート調査（川崎市子ども・若者調査）を実施したほか、パブリックコメント手続を実施。

●対象、設問の内容、設問数、配布の方法

- ・学校調査は調査票を学校で児童に配布・回収。授業のコマ等は使っていない。
- ・教育委員会と連携して校長会等に赴き話をして協力を得た。

区分	調査対象	対象者数	配布方法	回収方法
調査Ⅰ	0～6歳の子を持つ親	3,000人	郵送	郵送
調査Ⅱ	小学2年生の子を持つ親	3,295人	学校配布	学校回収
	小学5年生の子ども	3,105人	学校配布	学校回収
	小学5年生の子を持つ親	3,105人	学校配布	学校回収
	中学2年生の子ども	3,482人	学校配布	学校回収
	中学2年生の子を持つ親	3,482人	学校配布	学校回収
調査Ⅲ	16～30歳の子ども・若者	3,000人	郵送	WEB回答

区分	調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
調査Ⅰ	0～6歳の子を持つ親	3,000人	2,223人	74.1%
調査Ⅲ	16～30歳の子ども・若者	3,000人	1,184人	39.5%

区分	調査対象	配布数	有効回答数	マッチング人数 (マッチング率)
			有効回答率	
調査Ⅱ	小学2年生の子を持つ親	3,295人	2,839人	2,615人 (84.2%)
			86.2%	
	小学5年生の子ども	3,105人	2,638人	2,800人 (80.4%)
			85.0%	
	小学5年生の子を持つ親	3,105人	2,633人	2,800人 (80.4%)
			84.8%	
	中学2年生の子ども	3,482人	2,811人	2,800人 (80.4%)
			80.7%	
	中学2年生の子を持つ親	3,482人	2,825人	2,800人 (80.4%)
			81.1%	

図 調査対象者、対象者数、配布方法、回収状況等
(川崎市提供資料より)

●大規模アンケートの手法

- ・対象に応じて紙とオンラインを併用して実施。

●貧困実態調査等、センシティブな内容の調査方法での工夫

- ・個人が特定されないことが大事である。
- ・所得に関する問いは全対象に同じ質問をすることで目立たせないようにしたり、選択式とすることで答えやすくしたりしている。

●計画策定の検討体制（実施主体、諮問機関等）や担当部署（首長直属部署、教育委員会等）。

- ・こども未来局総務部企画課が実施主体となり、川崎市子ども・子育て会議（附属機関）に諮りながら策定。
- ・庁内検討会議を持っているので、情報共有ができた。早めに相談することが大事であり、事業が新たに始まる際は、早めに相談するようにしている。

●都市計画部局や、教育委員会との連携での工夫

- ・必要に応じて連携。

●第三者評価制度

- ・川崎市子ども・子育て会議（附属機関）。
- ・委員にこどもはいない。

●計画策定にあたっての予算額（自治体職員人件費を除く）

- ・子ども・若者調査実施委託料（予算：12,534千円、決算：8,426千円）
- ・子若プラン印刷製本費（予算：1,584千円、決算：1,059千円）
- ・リーフレット作成委託料（予算：340千円、決算：317千円）

●計画策定にあたっての外部委託の有無（全部外部委託、一部外部委託等）

- ・一部外部委託（「川崎市子ども・若者調査」及び冊子・リーフレット印刷は委託、冊子・リーフレットの内容は自前で作成）。
- ・アンケート調査項目の検討は自前で行い、実施と集計取りまとめを委託。
- ・市民アンケートを実施している専門の部署（専門職員あり）があるので、事前に相談している。
- ・学校調査は市長部局の職員が教育委員会の部会に趣旨説明して実施。

<こども等の意見の聴取手法・反映方法について>

●計画策定にあたって、こども等の意見の聴取

- ・計画策定の基礎資料とすべく実施したアンケート（川崎市子ども・若者調査）では、小5、中2、16～30歳の子ども・若者を対象としている。
- ・ヒアリング等についても構想はしたと思われるが、施策内容にどのように反映するか難しく、人員や期間等の問題で実施できなかった。

●子育て支援団体への意見聴取

- ・子ども・子育て会議の委員に意見照会しているので十分という考えで、行っていない。

●こども等の意見の計画への反映

- ・調査結果を踏まえ、第5章で3つの課題（「子どもの貧困」「児童虐待」「困難な課題を抱える子ども・若者」）から捉えた子ども・若者への対応について記載。

●こども施策の部局所管以外の事業について、こども等の意見聴取を行っている事例

- ・教育委員会事務局にて「川崎市子ども会議」を実施。小学4年生～18歳のこどもを応募し（学校からの問い合わせや前回参加者から友人を紹介する等）、あるテーマについて一年間かけて議論（月1回会議）、年度末に市長に報告するもの。テーマ決めから行い、必要に応じて市側からテーマを提示している。
- ・現在は活動が市長への成果報告に留まっているので、上がってきた意見が施策へ反映できないのであれば、その理由を議論するような形にリニューアルを図っている。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定したことによる効果・利点等について>

●一体的な政策策定を行ったことでの、施策実施面での効果・利点

- ・進捗管理等の煩雑さの解消、事務負担の軽減。

●一体的な政策策定を行ったことでの、市民生活での具体的な効果・利点

- ・ライフステージを通した切れ目のない子ども・若者の育成支援や子育て支援を、より効率的・総合的に推進。
- ・例えば、保育子育て総合支援センターを各区に設置しており、保育園機能と地域子育て支援センター機能を併せ持っているため、保育園に入る前後共通で同じ場所に対応ができる。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定した際の苦労や今後に向けた改善点等について>

●庁内連携等、上位計画との整合で苦慮した点

- ・策定当時の職員が不在のため不明だが、総合計画の考え方は外せない。

●計画期間のずれの調整

- ・策定期間が同時期に終わる頃に合わせて統合し、対応。
- ・子ども子育て支援事業計画は5年を1期とするよう国が定めている。また、川崎市の総合計画は4年1期であり、他の部分の期間を4年とすることも変えられなかった。
- ・「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の中に、毎年度点検・評価すると記載がある。子ども・子育て会議に諮りながら点検・評価を行っている。上位計画である川崎市

総合計画でも毎年度進捗管理を行っているため、相互に転記できる部分は転記しつつ、整合を図りながら同時期に実施している。

●地域資源（民間活動）の把握

- ・地域資源（民間活動）については、市が市民に公表している地域情報「地区カルテ」等に記載されている。
- ・「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」においては、基本的な視点の1つに「地域社会全体で子ども・子育てを支える」ことを掲げ、各施策を推進することとしている。

●次期計画策定時に改善したい点

- ・こどもにも内容が伝わるリーフレット等の作成。

●一体的な計画策定にあたり、国や都道府県に期待したい支援等

- ・調査等に係る費用（調査委託料）に対する補助金。

<その他>

●計画のページ数について

- ・現行計画は資料編も入れて約300ページ。
- ・次期計画は未定。

●こども・若者の位置づけ・定義

- ・「乳幼児期から青年期までの者」と定義し、概ね0歳から30歳未満までを対象。

6) 相模原市

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した経緯・目的>

●経緯・目的

(さがみはら子ども応援プランに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」や子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」等)

- ・市内において、事務効率化のため目的や趣旨が類似している計画を一体的に策定する動きがあるため。

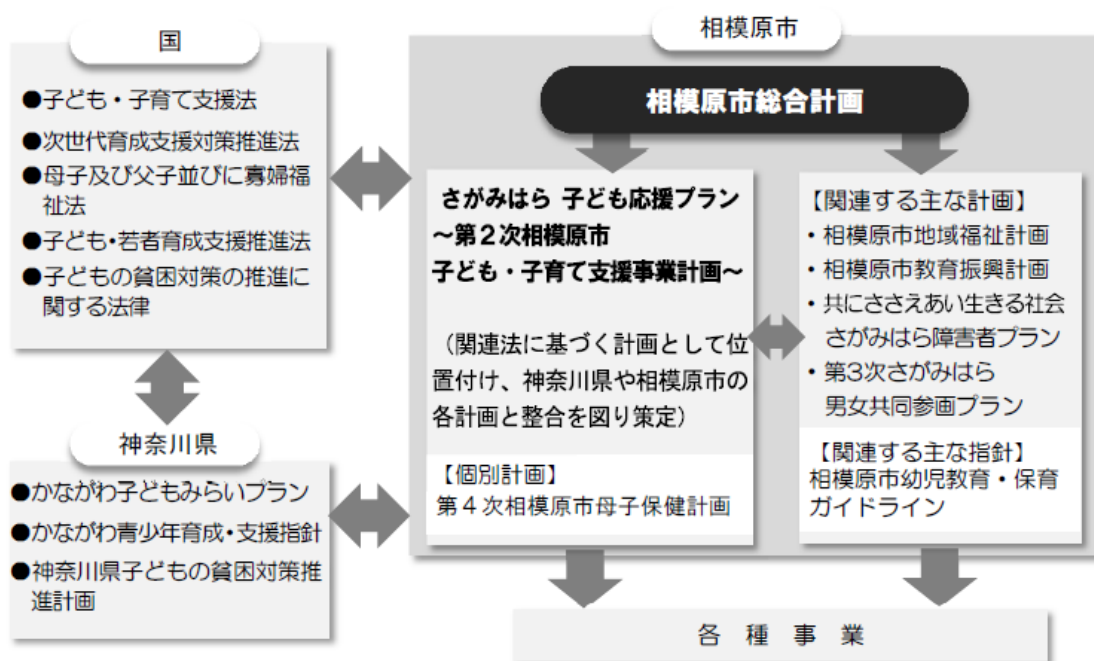


図 「さがみはら子ども応援プラン」の位置づけ
(「さがみはら子ども応援プラン」より)

●計画策定前に抱えていた子ども施策に関する課題

- ・子育てに関する相談窓口のワンストップ化、貧困、里親、幼児教育・保育ガイドラインの策定、児童相談所の機能強化。
- ・教育委員会などが参加する市内会議で課題を抽出し、子ども・子育て会議の議員とも検討。

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した際のプロセス・検討体制>

●計画策定の期間、スケジュール

- ・平成30年4月～平成31年3月
- ・平成30年度：市子ども・子育て会議諮問、市民ニーズ調査、計画骨子の検討

- ・平成31年度：計画の内容検討、市子ども・子育て会議答申、パブリックコメント、議会審議・議決

●こどもに関する条例、計画策定や計画策定のための審議会

- ・こども基本法と同様の条例は定めていない。(子どもの権利条例は平成27年4月1日に制定)
- ・子ども・子育て会議については、相模原市子ども・子育て会議条例で別に規定をしている。
- ・こども・若者政策課で案を作成し、庁内会議で決定した。また、相模原市子ども・子育て会議条例の第6条で、「審議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。」と定めているため、委員以外からも適宜説明を聴くことができるようにしている。

●計画策定にあたった担当職員数

- ・2人。他の業務と兼務。

●計画策定にあたっての調査

- ・市民アンケート、子ども・子育て関連施設・事業ヒアリング、パブリックコメント。
- ・調査票を郵送で配布・回収。
- ・対象：就学前児童を持つ保護者(5,600人)、小学校児童を持つ保護者(3,000人)、子ども本人(11歳・14歳・17歳)(小学生高学年・中学生・高校生)(1,500人(年齢ごとに500人))、青年男女(20歳・25歳・30歳・35歳)(2,000人(年齢ごとに500人))、ひとり親家庭の保護者(500人)。

①	調査対象者	就学前児童(0歳児～5歳児)を持つ保護者
	調査件数	5,600件(住民基本台帳から無作為抽出)
②	調査対象者	小学校児童(6歳児～11歳児)を持つ保護者
	調査件数	3,000件(住民基本台帳から無作為抽出)
③	調査対象者	平成30年度に11歳、14歳、17歳を迎える人
	調査件数	1,500件(住民基本台帳から無作為抽出)
④	調査対象者	平成30年度に20歳、25歳、30歳、35歳を迎える人
	調査件数	2,000件(住民基本台帳から無作為抽出)
⑤	調査対象者	ひとり親家庭の人
	調査件数	500件(児童扶養手当台帳から無作為抽出)

図 調査票の種類と調査対象者等
(「さがみはら子ども応援プラン」より)

- ・調査対象は、事務局で案を作成し、対象や調査内容について、子ども・子育て会議の委員の意見を聞いて決めた。委託業者は設問設計をしていない。
- ・14歳・17歳に将来の仕事や、子育てや結婚についての意識を聞いているが、当時から少子化の問題意識があったのと、結婚支援事業を市がするべきか検討するために、意見を伺ったと推測される。
- ・学校配布は検討したが、教育委員会との調整が大変なので、郵送。内容はルビをふったり、質問を分かりやすくしたりした。学校の先生方は業務に追われており、配布をお願いするだけでも、新しい仕事を持っていくのは厳しい実情がある。
- ・学校へタブレットを使用した回答を提案したが、児童生徒にタブレットを使用させること自体に抵抗があるようである。

質問がよくわからない場合は、お父さんやお母さんなど大人の人に聞いてください。

【最初に、あなたとご家族のことについておたずねします】

問1 お住まいの場所について、お答えください。

1. 緑区 2. 中央区 3. 南区

問2 あなたの性別についてお答えください。(1つに〇)

1. 男 2. 女 3. その他

問3 あなたは何人きょうだい(あなたも人数に含める)ですか。(1つに〇)

1. ひとりっ子 4. 4人きょうだい
2. 2人きょうだい 5. 5人きょうだい
3. 3人きょうだい 6. 6人以上のきょうだい

問4 あなたは、次のどのどれにあてはまりますか。(1つに〇)

1. 小学生 4. 就職している
2. 中学生 5. 1～4以外
3. 高校生 (具体的に)

図 相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査票

(11歳、14歳、17歳対象) 抜粋

(「相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査票」より)

●大規模アンケートの手法

- ・アンケート調査票の配布・回収・集計・分析を外部委託し実施。

●計画策定の検討体制（実施主体、諮問機関等）や担当部署（首長直属部署、教育委員会等）。

- ・担当部署：こども・若者未来局こども・若者政策課（首長部局）
- ・諮問機関：相模原市子ども・子育て会議（市の附属機関）

●都市計画部局や、教育委員会との連携での工夫

- ・子ども応援プランを策定するために、庁内横断的な会議体を作り検討。
- ・教育委員会には学校教育関係や生涯学習関係など幅広く参加していただいております、こども関係以外でも、市民全体で子育てを応援するという事で市民協働推進課、企業も含めて育休など取りやすい体制を作るということで産業支援関係の方が参加。
- ・他の計画でも課長級の庁内連携会議を設けるのが標準的である。

●計画策定にあたっての予算額（自治体職員人件費を除く）

- ・7,283千円（H31年度）（計画策定の委託、計画の印刷製本）、12,957千円（H30年度）（アンケート設計・送付・集計の委託）。
- ・会議体の運営費は含めていない。（常設の子ども・子育て会議の議題の一つとして、計画について検討していたため。）

●計画策定にあたっての外部委託の有無（全部外部委託、一部外部委託等）

- ・全部外部委託。
- ・計画の施策・事業内容などは、事務局と子ども・子育て会議の議員で作成している。

<こども等の意見の聴取手法・反映方法について>

●計画策定にあたって、こども等の意見の聴取

- ・行っている。

●こども等の意見の聴取手法

- ・こども本人を対象とした市民アンケート調査を実施。

●困難を抱えるこども、若者等、異なる対象（年齢そのほかの状況）ごとの聴取方法の工夫

- ・年齢以外の条件で対象を抽出していない。

●子育て支援団体への意見聴取

- ・関連施設へのヒアリングを実施。

- ・責任者とスタッフには事前に連絡。利用者は、利用している時間帯に伺って聞き取り調査。
- ・聞き取り人数の目標を決めていたわけではないが、なるべく多くの人に聞けるように、大学生とともにヒアリングを実施。小学生以上もいるような施設では、人数は決めていないが、必ずこどもの利用者にも聞こうという方針で調査を実施。
- ・包括連携協定を結んでいる大学がいくつかあり、大学生に授業の一環でこどもへのヒアリングに協力していただいた。ヒアリングを担当したのは、大学生と委託事業者で、専門家がいたわけではない。委託事業者は1社であり、他の調査も委託している。

施設分類	実施箇所数	責任者	スタッフ	利用者	利用者(子ども)
認可保育所	3	3	9	21	0
認定保育室	3	3	12	28	0
認可外保育所	1	1	4	5	0
地域型保育事業	3	3	8	16	0
幼稚園	3	3	12	25	0
認定こども園	3	3	12	30	0
こどもセンター	3	3	15	14	15
地域子育て支援拠点事業	3	2	10	28	0
青少年学習センター	1	1	3	0	5
児童クラブ	6	6	23	27	29
児童館	3	3	11	8	11
若者サポートステーション	1	1	4	0	0
利用者支援事業	3	3	8	0	0
合計	36	35	131	202	60

図 調査区分と実施人数

(「平成30年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査及びヒアリング調査報告書」より)

- こども等の意見の聴取手法の検討で参考にしたもの
 - ・前計画策定時の実施方法を踏襲。
 - ・保育所・幼稚園・児童クラブなどの方が子ども・子育て会議の委員となっており、自分たちの意見だけではなく、業界の皆様幅広く意見を聞いてほしいということを常々仰っているので、そのような意見が当時もあったと推測される。
- こども等の意見の計画への反映
 - ・施策の実施にあたり参考にするよう、各所属に情報提供。

・反映の工夫は、記録としてはない。ヒアリングをもとに施策を検討したというよりは、事務局案の施策の方向性が間違っていないか確認する材料としていたと思われる。

- こども施策の部局所管以外の事業について、こども等の意見聴取を行っている事例
- ・こども家庭庁の発信があり、最近特に増えている。老朽化している施設が多く、維持費が嵩むので、統合する動きがあるが、施設が統合することについて、こどもに意見を聞いている。
- ・診療所も統合する動きがあり、地域の医療が衰退する懸念があるが、どうしたら高齢者が病院に行きやすいか、オンライン診療がしやすいかなど、中学校の授業に職員が出向いてヒアリングした事例もある。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定したことによる効果・利点等について>

- 一体的な政策策定を行ったことでの、施策実施面での効果・利点
- ・事務負担の軽減。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定した際の苦労や今後に向けた改善点等について>

- 一体的な計画を策定する際に苦慮した点
- ・文言の調整や、計画体系の検討。一体的に策定することで個別に制定していた計画が薄れる恐れがあるという意見があった。

- 庁内連携等、上位計画との整合で苦慮した点
- ・特にない。教育振興基本計画等、類似の計画とのすり合わせを行ったが、苦慮はしていない。
- ・庁内横断会議があり、密に情報共有をしており、苦慮はなかった。

- 計画期間のずれの調整
- ・個々の計画の目標年次が同じであったため、特に調整はしていない。現在次期計画を検討中であり、母子保健計画を統合する予定であるが、目標年次が異なるため、子ども・子育て支援事業計画に合わせて計画期間を延長。

- 地域資源（民間活動）の把握
- ・連携や今後の活用についても記載はあるが、具体的な手法までは記載していない。

- 次期計画策定時に改善したい点

- ・成果指標の見直し、計画書に記載する内容の見直し（個別具体の事業まで掲載する必要があるか）等。現行計画では300程度の事業を記載しており、定期的に全て振り返りを行っているが、評価をする事業を絞って効率化し、事業の移り変わりについてもその時々で反映できたらよい。

- 一体的な計画策定にあたり、国や都道府県に期待したい支援等
- ・政令市・中核市等同規模の自治体や、県内他市町村の計画の策定状況や内容の共有、各種調査結果の共有。

- ガイドラインについて、意見や要望
- ・自治体子ども計画に定めるべき事項の例示。

<その他>

- 計画のページ数について
- ・現行計画は170ページ程度。次期計画は、子ども計画を包含するとともに、母子保健計画を統合するが、前述の見直し等によりページ数は現行以下、または現行並みとした。

- 子ども・若者の位置づけ・定義
- ・計画上定義をしていないが、0～39歳までを子ども・若者としている。

- 予算の裏付けがない内容についての記載
- ・記載がある。計画への位置付けを基に、予算要求していくため、議会への特段の説明は行っていない。

- 子ども・若者にわかりやすい計画にするための工夫
- ・特にない。SDGsに関する記載の部分だけはわかりやすい表現にした。

7) 石川県

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した経緯・目的>

●経緯・目的

(いしかわエンゼルプラン2020に、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画等)

- ・平成26年度、平成27年度～令和元年度を計画期間とする「いしかわエンゼルプラン2015」を策定する際に、従来からのいしかわ子ども総合条例に基づく「県独自の少子化対策の行動計画」としての位置づけに、平成27年度から本格施行される子ども・子育て支援新制度に基づく市町事業支援にかかる県計画の性格を追加することとした。
 - ・それに伴って、その他の計画についても洗い出しを行い、
 - ・次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行動計画」、
 - ・子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」、
 - ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」
- 等の性格を併せ持つ計画とすることとした。

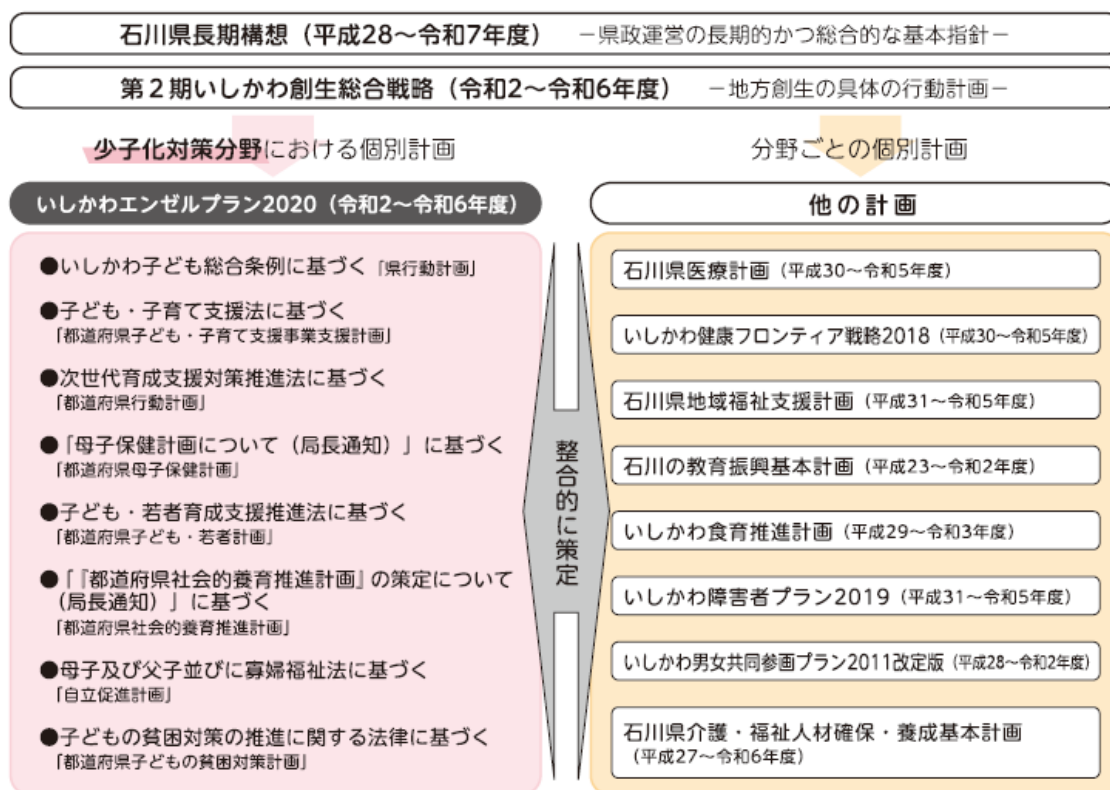


図 「いしかわエンゼルプラン2020」の位置づけ
(「いしかわエンゼルプラン2020」より)

●計画策定前に抱えていたこども施策に関する課題

- ・石川県の出生数は年々減少し、依然として少子化の流れに歯止めがかからない状況にある。少子化の進行は、労働供給や地域社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、将来経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下など、社会経済に多大な影響を及ぼし、少子化への対応は遅れるほど、将来への影響が大きくなる一方で、効果が表れるまでに長時間を要すること。

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した際のプロセス・検討体制>

●計画策定の期間、スケジュール

- ・エンゼルプラン2020策定スケジュール（実績）は以下のとおり。

（凡例：◎知事ヒア ○会議等 ●委員会）

- 7月16日 ○第1回エンゼルプラン推進協議会→現行プランの評価、意見交換
 - 8月6日 ◎知事ヒア1回目→県民意識調査の結果、新プランの方向性
 - 12月4日 ◎知事ヒア2回目→新プラン骨子案
 - 12月5日 ○第2回エンゼルプラン推進協議会・第1回子ども政策審議会合同開催→新プラン骨子案
 - 12月19日 ●厚生文教委員会→新プラン骨子案を報告
 - 12月21日 ○子ども政策審議会公聴会→県民からの意見聴取
 - 1月10日 ○第2回子ども政策審議会→条例改正、子ども施策に関する意見書
 - 1月17日 ●厚生文教委員会→条例改正を報告
 - 1月28日 ●地方創生・新幹線対策特別委員会→新プラン骨子案、条例改正を報告
 - 2月10日 ◎知事ヒア3回目（R2 当初予算知事裁定）→主な施策、プランの主要数値目標
 - 2月18日 当初予算記者会見
 - 2月21日 ○新プラン素案パブコメ開始 期間：1カ月
 - 3月9日 ○子ども政策審議会委員及びエンゼルプラン推進協議会構成員へ新プラン素案について意見聴取
 - 3月18日 ●厚生文教委員会→新プラン素案（概要）を報告
 - 3月27日 ○会長（子ども政策審議会・プラン推進協議会）へ委員等意見聴取、パブコメ結果の説明
- ★ 新プラン策定（部長決裁）

- ・ただし、実際にはこれ以前の4月から動き出しており、各課に課題や取組などの照会を実施し、7月16日の会議に向けて、集まった意見を集約している。概ね1年間かけて策定した。

- こどもに関する条例、計画策定や計画策定のための審議会
 - ・条例に基づき、子どもに関する施策について調査・審議することを目的とした「石川県子ども政策審議会」と、今後の次世代育成支援対策等について協議するため、次世代育成支援対策推進法に規定する次世代育成支援対策地域協議会として設置された「エンゼルプラン推進協議会」において、エンゼルプランの施策の進捗状況等に関する評価や検証を行っている。
 - ・石川県には「いしかわ子ども総合条例」があるが、結婚から妊娠・出産、子育てまでの、網羅的・具体的な 100 条程度の条文を定めている。例えば、結婚や男性の子育て参画などの、県で新たに推し進めていく施策については、エンゼルプランに盛り込むとともに、条例改正も併せて実施することで、施策の拠り所としている。
 - ・厚生文教委員会は常任委員会として、毎月健康福祉部関係の施策について審議いただっており、本県の少子化対策の具体行動計画であるエンゼルプランの改定についても報告したところである。また、特別委員会である地方創生・新幹線対策特別委員会においても、人口減少対策のうち、自然減対策の根幹をなす少子化対策の具体の行動計画であることから、エンゼルプランの進捗について報告したところである。
 - ・条例に、具体の個別事業を記載したことで、施策に対する県の姿勢を対外的にアピールすることができている。

- 計画策定にあたった担当職員数
 - ・ 2名

- 計画策定にあたっての調査
 - ・子育てに関する県民意識調査は、計画策定を念頭に置いて実施された調査であり、プラン改訂の参考資料として、平成 30 年 7 月頃から、意識調査の調査項目を課内で検討し、年度後半に調査を実施。5 年間の計画期間であるため、アンケートは 5 年おきに実施しており、前回調査からの 5 年間での意識の変化を把握するほか、その時々で、新しい項目（例：男性の子育て参画など）についての質問も追加している。

- 大規模アンケートの手法
 - ・調査対象：石川県内に在住する満 20 歳以上 45 歳以下の男女 3,500 人
 - ・抽出・調査方法：層化二段無作為抽出法・郵送時記入調査

- 計画策定の検討体制（実施主体、諮問機関等）や担当部署（首長直属部署、教育委員会等）
 - ・健康福祉部少子化対策監室で検討。

●第三者評価制度

- ・エンゼルプラン推進協議会にて計画の進捗管理を実施、令和5年度時点でこどもは参画していない。

●計画策定にあたっての外部委託の有無（全部外部委託、一部外部委託等）

- ・プラン改定前年度に実施する意識調査のみ外部委託。
- ・委託内容は、住民票の無作為抽出、調査票レイアウトの検討、調査実施、回答結果の集計など。アンケートの質問項目はすべて県で検討している。

<こども等の意見の聴取手法・反映方法について>

●子育て支援団体への意見聴取

- ・エンゼルプラン推進協議会において、エンゼルプランの施策の進捗状況等に関する評価や検証を行っており、協議会委員については、学識経験者、福祉・医療・保健関係者、労使関係者、教育関係者、子育て中の親、NPO法人の子育て支援団体などから広く選任しており、毎年プランの進捗状況を報告し、意見聴取をしている。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定したことによる効果・利点等について>

●一体的な政策策定を行ったことでの、施策実施面での効果・利点

- ・国の大綱一本化の動きに対応しやすい。
- ・計画を一体として策定し、所管課を1つにまとめているため、プランの改定の際に考慮すべき各法律等の変更や、プランに盛り込むべき事項の洗い出しの際に、意思疎通がスムーズになる。ヤングケアラーのような、子どもに関するプランに新しく位置付けるべき事項を、どの計画に盛り込むべきかを迷うことがない。
- ・プラン記載事項に付随した各部局の施策実施状況を毎年照会するスキームを組んでいるので、分野ごとに県のどの部局でどんな施策でカバーしているかを把握しやすい。
- ・上記について、計画書の中で施策の方向性に基づく実施施策が何であるかがわかる一覧を作成しており、施策の進捗を毎年担当部署に照会している。新規の事業がある場合には、どの施策の方向性（柱）に紐づけるかについても確認している。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定した際の苦労や今後に向けた改善点等について>

●一体的な計画を策定する際に苦慮した点

- ・各種計画（子どもの貧困、子ども・若者大綱など）で盛り込むべき事項との整合性の確認（エンゼルプランでの該当箇所の把握、抜け漏れがないかの確認）作業に苦慮した。

- 庁内連携等、上位計画との整合で苦慮した点
 - ・ エンゼルプラン改定時が上位計画の改定時と重なったため、上位計画と記載を併せることや、スケジュール調整に苦慮した。

- 計画期間のずれの調整
 - ・ 一体的な計画としたため、計画時期のずれはない。

- 地域資源（民間活動）の把握
 - ・ 地域資源の積極的な把握は行っていないが、全ての家庭が安心して妊娠・出産から子育ての時期を過ごすことができるよう、市町や民間団体とも連携しながら切れ目のない支援の充実を図ることについて、計画に位置付けている。

- 現在作成を行っている自治体こども計画策定のためのガイドラインについて意見や要望
 - ・ ワークライフバランス（働き方）の整理の仕方
 - ・ こども・若者の意見反映の手法・特に乳幼児の意見の聞き方について
 - ・ こどもと子育て当事者のどちらの視点ともとれる各柱や施策について、こどもと子育て当事者のどちらの視点に振り分けるべきかわからない。こども大綱では重要事項はこども目線で記載するようにとの記載があるが、結婚や子育てなど、現計画に記載されている大人の目線での記載もこども目線の記載に変更すべきなのか。ガイドラインで明確にしてほしい。

<その他>

- 計画のページ数について
 - ・ 現行：115 ページ、次期：こども・若者の視点が増えることで、増加する見込み。

- こども・若者の位置づけ・定義
 - ・ 「いしかわ子ども総合条例」にて、以下の通り規定
 - (1) 子ども：18歳未満の者をいう。
 - (2) 乳幼児：小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
 - (3) 青少年：乳幼児以外の子どもをいう。
 - (4) 若者：18歳以上おおむね35歳未満の者をいう。
 - (5) 保護者：親権者、未成年後見人その他の者で現に子どもを保護監督するものをいう。
 - (6) ヤングケアラー：本来大人が担うと想定される家事、家族の世話等を日常的に行っている子どもをいう。

8) 浜松市

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した経緯・目的>

●経緯・目的

(浜松市子ども・若者支援プランに、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、子ども・若者育成支援推進法等)

<平成 26 年度に策定した第 1 期プランより引用>

- ・浜松市子ども・若者支援プランは、平成 27 年度からスタートする子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るための浜松市子ども・子育て支援事業計画と、現行の浜松市ひとり親家庭等自立促進計画、浜松市若者支援計画を一体化し、子ども・子育て支援や社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。
- ・なお、浜松市子ども・子育て支援事業計画については、これまでの浜松市次世代育成支援（後期）行動計画による施策を継承するため、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の内容も盛り込むとしている。

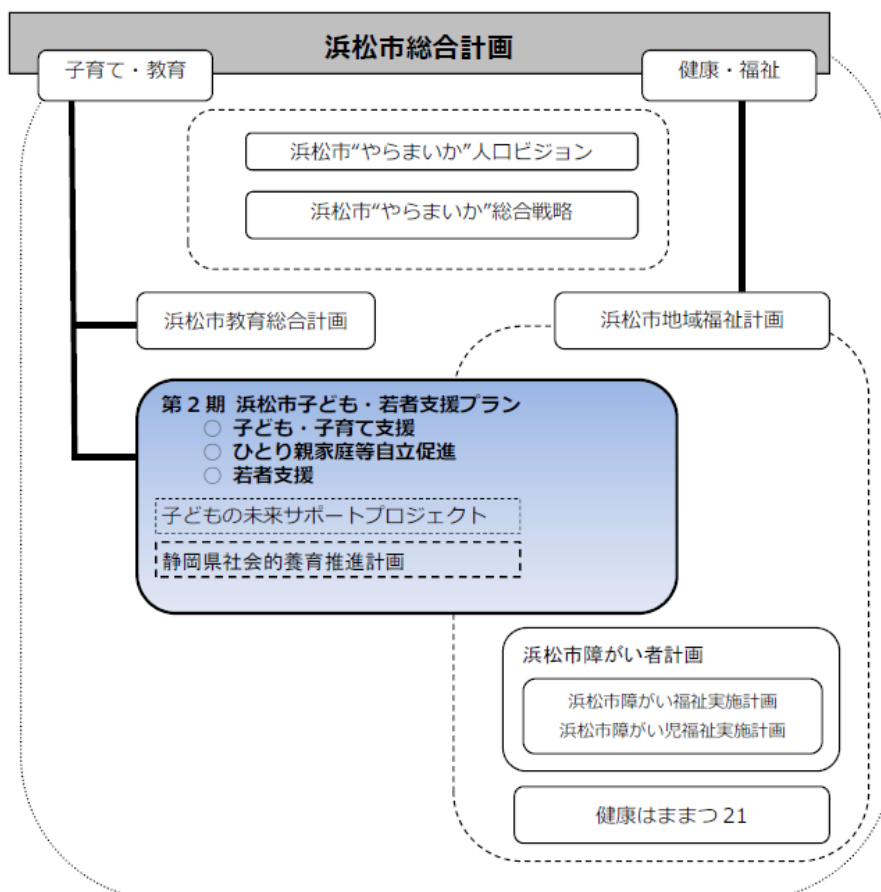


図 「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」の位置づけ
(「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」より)

●計画策定前に抱えていたこども施策に関する課題

- ・保育所等利用待機児童の解消等

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した際のプロセス・検討体制>

●計画策定の期間、スケジュール

- ・平成 25 年度にニーズ調査実施、平成 26 年度に計画策定。現行計画（第 2 期：令和 2 年～令和 6 年）も同様に 2 カ年で策定しており、平成 30 年度にニーズ調査、令和元年度に計画策定をした。

●こどもに関する条例、計画策定や計画策定のための審議会

- ・「浜松市子ども育成条例」を平成 22 年 4 月 1 日に制定。
- ・第 11 条：市長は、子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくための施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定するものとする。
- ・浜松市社会福祉審議会の設置は、審議会の条例で定められている。

●計画策定にあたった担当職員数

- ・主担当 1 人、その他各課担当 5 人程度

●計画策定にあたっての調査

- ・浜松市在住の就学前児童の保護者 3,000 人及び小学生の保護者 2,000 人へのアンケート調査実施。パブリックコメントの実施。

●対象、設問の内容、設問数、配布の方法

<子ども・子育てに関するニーズ調査>

対象：浜松市在住の就学前児童の保護者 3,000 人及び小学生（全学年）の保護者 2,000 人

内容：子育て支援に関するニーズ調査（主に教育・保育・子育て支援や放課後児童会）

設問数：30 問程度

配布方法：郵送による発送・回収

<子どもの生活実態調査>

対象：浜松市在住の小学 5 年生及びその保護者 3000 世帯、中学 2 年生及びその保護者 3,000 世帯

内容：世帯、家計状況、健康や食事、ふだんの生活等

設問数：30 問程度

配布方法：郵送による発送・回収

- ・回収率はいずれも3割～4割程度。市としてはもう少し高くあってほしかった。
- ・学校の協力については無作為抽出という方法をとったため、検討していない。

●大規模アンケートの手法

- ・無作為抽出

●貧困実態調査等、センシティブな内容の調査方法での工夫

- ・無記名で、住所は区まで回答。子どもの生活実態調査では、保護者と子どもが別個で回答し別個で郵送する方法をとった。

●計画策定の検討体制（実施主体、諮問機関等）や担当部署（首長直属部署、教育委員会等）

- ・市長事務局：浜松市こども家庭部次世代育成課
- ・合議制の機関：浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
- ・庁内体制：浜松市子ども・若者支援推進会議
- ・市長が会長で、副市長、教育部門・産業部門・健康福祉部、学校教育部、都市整備部などの関係部長が参加している。
- ・浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会は、社会福祉審議会をこども会議としており、児童福祉専門分科会を開催している。
- ・浜松市子ども・若者支援推進会議は、平成26年度に、PDCAサイクルを回すにあたって、評価検証のために庁内で新たに立ち上げられた。
- ・浜松市子ども・若者支援推進会議での関係部署との調整において、会議を立ち上げる際には、ある程度議題を決めてから、プランの進捗管理のために必要な会議ということで、設置要綱を作って会議を実施している。

●都市計画部局や、教育委員会との連携での工夫

- ・教育委員会の職員もワーキングメンバー等として会議に参加している。

●計画策定にあたっての予算額（自治体職員人件費を除く）

- ・平成25年、平成26年の2カ年の予算で、4,664千円。

●計画策定にあたっての外部委託の有無（全部外部委託、一部外部委託等）

- ・一部外部委託。（ニーズ調査・計画策定）

<子ども等の意見の聴取手法・反映方法について>

●計画策定にあたって、子ども等の意見の聴取

- ・行っている。

●こども等の意見の聴取手法

- ・アンケートを実施。
- ・過去に策定した計画は、アンケート以外は実施していない。今後はこども基本法に基づいてこどもの意見を聞くことになるが、手法については苦慮している。

●困難を抱えるこども、若者等、異なる対象（年齢そのほかの状況）ごとの聴取方法の工夫

- ・小学生・中学生に分けてアンケートを実施。

●子育て支援団体への意見聴取

- ・浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の中に代表者が入っており、団体の代表としての意見を聴取している。

●こども等の意見の計画への反映

- ・こども等の意見を具体的な支援施策として規定。現行計画の3章で「ニーズ調査結果等について」が記載されており、それを踏まえて4章の「事業計画」を記載している。
- ・意見と施策の紐づけについては、パブリックコメントの中の意見に対して盛り込まれている部分を示したり、分かりやすく修正して規定したりして明示している。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定したことによる効果・利点等について>

- 一体的な政策策定を行ったことでの、施策実施面での効果・利点
- ・事務負担の軽減

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定した際の苦労や今後に向けた改善点等について>

- 一体的な計画を策定する際に苦慮した点
- ・担当部署が複数になるため調整に時間を要する。
- 庁内連携等、上位計画との整合で苦慮した点
- ・文章の言い回しや目標値の設定。
- ・指標は、上位計画とは直接結びつかないものもあるため、ニーズ調査をもとに設定。
- ・将来の目標値は、当時は保育の量を確保することがメインであったため、ニーズ調査を元に目標値を推定していたが、その他の事業は現状維持が多い。
- ・指標については下方修正をしている事業はある。あれば便利というようにニーズ調査を答えがちなため、そのような部分では修正をしている。
- 計画期間のずれの調整

- ・子どもの貧困対策計画の終期を早めた。(時期を合わせるために、策定時に令和7年3月までの計画とした)

●地域資源（民間活動）の把握

- ・子ども子育て支援の計画には特段記載はしていないが、学習支援事業などの実施している民間事業は計画に掲載している。協働については明記していない。

●一体的な計画策定にあたり、国や都道府県に期待したい支援等

- ・ガイドラインの発出を早めてほしい。
- ・市町村子ども計画は、子ども大綱及び都道府県子ども計画を勘案して策定することになっているが、都道府県子ども計画の策定期間は同時期のため、どのように勘案すればいいのか早めに教えてほしい。

●現在作成を行っている自治体子ども計画策定のためのガイドラインへの意見や要望

- ・全国共通となる部分については、そのまま使用できるガイドラインにしてほしい。

<その他>

●計画のページ数について

- ・現行計画：

子ども・若者支援プラン：約 120 ページ

子どもの貧困対策計画：約 100 ページ

- ・次期計画：約 200 ページ。

●子ども・若者の位置づけ・定義

- ・計画上に定義はないが、子どもは18歳未満、若者は15歳から39歳までの施策となっている。

●計画には、予算の裏付けがない内容の記載

- ・なし（予算議決した事業を掲載）。

9) 名古屋市

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した経緯・目的>

●経緯・目的

(なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 に、子ども・子育て支援事業計画や子どもの貧困対策についての計画等)

- 子ども・子育て支援事業計画における量の確保については、わくわくプラン 2024 で示す事業の方向性に沿って進めていくべきであるとの考えから、また、子どもの貧困対策については、「こどもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、前計画においても施策・事業を進めてきたが、法改正や諮問機関からの意見を踏まえ、改めて位置づけを明確にし、包含されるものであることを明記したものの。

●計画策定前に抱えていたこども施策に関する課題

- 計画冊子 P. 41 に記載 (下図参照)。
- 計画に記載されている課題は、平成 29 年からなごや子ども・子育て支援協議会に部会を立ち上げ、その中でアンケート等の調査結果等を提示しながら、有識者の意見収集や庁内での議論等を踏まえ抽出。

2 現状から見える主な課題

(1) 子どもの権利の保障

- 子どもが大切にされ、愛され、信頼されていると感じられることで自分に自信を持ち、自分を好きだと思えるよう、子どもの意見が尊重され、子どもの思いが反映されるような取り組みを進めていくことが必要です。
- 子どもの権利を守り生かすことに対する意識や文化を醸成し、社会全体に広く浸透させていくことが重要ですが、なごや子どもの権利条例の認知度が低い状況にあることから、条例の趣旨を子どもにも大人にも広く周知していく必要があります。
- 子どもたちが課題や困難に直面しても、夢や希望を持って将来に向かって生きる力を育むことができるよう、従前の手法にとらわれない新たな取り組みを推進していく必要があります。

(2) 子どもの健やかな育ち

- 安心して出産や子育てができる保健・医療サービスの充実が求められており、子どもが健康な生活を送れるよう、安心して医療や健診を受けられる環境を整えていくことが必要です。
- 子どもの健やかな育ちのために、子どもたちの体力・運動能力の向上や望ましい食習慣の定着などに向けた取り組みを進めていく必要があります。
- 地域のつながりが希薄化する中、すべての子どもが気軽に安心して学習や活動などを行える居場所を確保していくことが求められています。また、仕事と子育ての両立を支援するため、引き続き就労家庭の子どもの遊びや生活の場の確保を進めていくことも必要です。さまざまな関わりの中で多様な体験や学びができるよう、地域、学校、事業者が連携・協働して、交流の機会を充実させていくことがますます重要となっています。

(3) 子育ての不安感、負担感

- 子育てに関する不安感、負担感は依然として大きく、その軽減に向けた支援を充実していくとともに、保護者が必要とする情報を適時適切に提供できる仕組みづくりを進めていく必要があります。地域の子育て支援のネットワークを強化し、支援を必要とする保護者を適切な機関へつないでいくことも大切です。
- 行政による支援の充実に加え、子育て中の親が孤立することなく、地域の多様な担い手に支えられていると実感できる温かい社会の実現に向け、子ども・子育てを社会全体で大切にするという意識を醸成していくことが重要です。

図 計画策定前の課題

(「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」より)

＜関連法令等に基づく計画を一体的に策定した際のプロセス・検討体制＞

- 計画策定の期間、スケジュール
- ・ 計画冊子 P. 163 に記載（下図参照）。

1 策定経過

年度	年月日	事項
平成29年度	平成29年6月13日	平成29年度第1回なごや子ども・子育て支援協議会
	平成29年10月31日	平成29年度第2回なごや子ども・子育て支援協議会
	平成30年2月8日	平成29年度第3回なごや子ども・子育て支援協議会
平成30年度	平成30年5月8日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	平成30年6月11日	平成30年度第1回なごや子ども・子育て支援協議会
	平成30年7月9日	子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査開始（～7月30日まで）
	平成30年8月22日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	平成30年8月27日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議
	平成30年10月31日	平成30年度第2回なごや子ども・子育て支援協議会
	平成31年1月10日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	平成31年2月18日	平成30年度第3回なごや子ども・子育て支援協議会 なごや子ども・子育て支援協議会へ諮問
令和元年度	平成31年3月26日	子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査結果公表
	令和元年5月10日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和元年6月3日	令和元年度第1回なごや子ども・子育て支援協議会
	令和元年6月4日	なごや子ども・子育て支援協議会から答申
	令和元年8月14日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和元年8月19日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議
	令和元年11月5日	令和元年度第2回なごや子ども・子育て支援協議会
	令和元年11月11日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和元年12月3日	教育子ども委員会所管事務調査
	令和元年12月9日	次期子どもに関する総合計画案パブリックコメント開始（～1月8日まで）
	令和2年2月4日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	令和2年2月10日	名古屋市次世代育成支援対策等推進会議
令和2年2月18日	令和元年度第3回なごや子ども・子育て支援協議会	

図 計画策定経過

（「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」より）

- こどもに関する条例、計画策定や計画策定のための審議会
- ・ なごや子どもの権利条例第23条に基づき市長の附属機関「なごや子ども・子育て支援協議会」を設置
- ・ なごや子どもの権利条例第20条により、協議会で意見聴取するとともに、同条例第24条により諮問（計画冊子 P. 178 に記載（下図参照））

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進

(総合計画)

第20条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(なごや子ども・子育て支援協議会)

第23条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第24条 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

●計画策定にあたった担当職員数

- ・主査1人、主事1人(他業務兼務)

● 計画策定にあたっての調査

・ 計画冊子 P. 190、p. 192 に記載（下図参照）。

(1) 定量調査

■ 定量調査一覧

区分	対象	内容
① 子ども・若者・子育て 家庭意識・生活実態調査	子ども 8,000人 若者 10,000人 保護者 24,000世帯	生活状況、普段感じていること、 本市事業の認知度や利用状況、 利用意向など
② 市政アンケート	市民 2,000人	なごやの子どもの育成について

■ 定量調査一覧

① 子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査			
項目	子ども調査	保護者調査	若者調査
実施時期	平成30年7月9日～7月30日		
調査方法	郵送法		郵送法（一部ウェブによる オンライン調査）
調査対象 及び 標本数	10歳から17歳 までの子ども 8,000人	就学前の子どもの保護者 12,000人 ----- 就学後の子どもの保護者 12,000人	18歳から39歳までの方 10,000人 (郵送回答1,000人) (ウェブによるオンライン回答9,000人)
抽出方法	住民基本台帳をフレームとする無作為抽出		
回収数 (回収率)	1,482(18.5%)	就学前の子どもの保護者 3,915(32.6%) ----- 就学後の子どもの保護者 2,903(24.2%)	郵送回答 197(19.7%) ウェブによるオンライン回答 1,205(13.4%)
質問数	・ 設問58問 ・ フェイス項目6問 ・ 自由記述1問	就学前の子どもの保護者 ・ 設問99問 ・ フェイス項目16問 ・ 自由記述1問 ----- 就学後の子どもの保護者 ・ 設問60問 ・ フェイス項目16問 ・ 自由記述1問	・ 設問60問 ・ フェイス項目16問 ・ 自由記述1問

② 市政アンケート	
項目	内容
実施時期	平成30年10月2日～10月16日
調査方法	郵送法
調査対象	市内に居住する満18歳以上の市民(外国人を含む)
標本数	2,000人
抽出法	住民基本台帳をフレームとする無作為抽出
回収数(回収率)	940人(47.0%)
質問数	「なごやの子どもの育成に関すること」9問

(2) 定性調査

■定性調査一覧

区分	対象	内容	
イベント等におけるアンケート	①なごや子ども・若者わくわくフェスタ	来場者(主に子ども)	名古屋の好きなおところなどについてアンケートを実施
	②なごっちワークショップ	参加者(小学5年生～中学1年生)	現在困っていることなどについてアンケートを実施
	③ファミリーデーなごや	来場者(子どもとその保護者)	なごや子ども条例に定める子どもの権利の中で「特に大切だと思うもの」についてアンケートを実施
	④すこやかフェスタ	来場者(主に保護者)	名古屋の子育てのしやすさについてアンケートを実施
⑤なごっちサミット	小学5年生～中学1年生	誰もが住みやすい名古屋について子どもが考え、意見表明 ※国際交流課姉妹友好都市周年イベントとの合同開催	
⑥ステップアップルーム等における若者からのヒアリング調査	ステップアップルーム及びなごや若者サポートステーション利用者	自立に困難感を有する若者から、現状や将来への思いなどについて意見聴取	
⑦愛知淑徳大学の学生による子育てにかかる調査	子育て家庭等	愛知淑徳大学「企画立案の基礎」受講生が子育て家庭等を対象にヒアリングやアンケートを実施	
⑧名古屋市立大学の学生による事業等利用者及び支援者ヒアリング	事業等利用者及び支援者	名古屋市立大学「地域連携参加型学習」受講生が事業等利用者や支援者を対象にヒアリングを実施	
⑨子育て世代と若者の座談会	子育て家庭と若者	「出産・子育てしやすい名古屋にするには」をテーマに意見交換	
座談会			
子育て家庭アンケート	子ども・子育て支援センター利用者等	子育て世代と若者の座談会に先駆け、子どもを産む前に不安だったこと、子育ての状況などについてアンケートを実施	
⑩関係団体、支援者等からのヒアリング	未就学児の保護者、若年者の就労支援を行っている団体等	子ども、若者、子育ての当事者や関係団体、支援者などから、現状や課題、今後期待することなどについてヒアリングを実施	

図 計画策定にあたっての調査

(「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」より)

●対象、設問の内容、設問数、配布の方法

- ・設問の内容は、なごや子ども・子育て支援協議会の各部会の意見も聴取しながら検討した。
- ・包含する計画に関連する内容を一体的に調査しており、調査票の質問項目が多いことが、回答率が低調である要因の一つと考えられる。

- 計画策定の検討体制（実施主体、諮問機関等）や担当部署（首長直属部署、教育委員会等）
 - ・名古屋市次世代育成支援対策等推進会議：副市長（会長）、関係局室区長（委員）
計画策定担当：子ども青少年局
諮問機関：なごや子ども・子育て支援協議会
 - ・具体的な策定体制は、計画冊子 P. 164 に記載（下図参照）

2 策定体制

(1)全体像

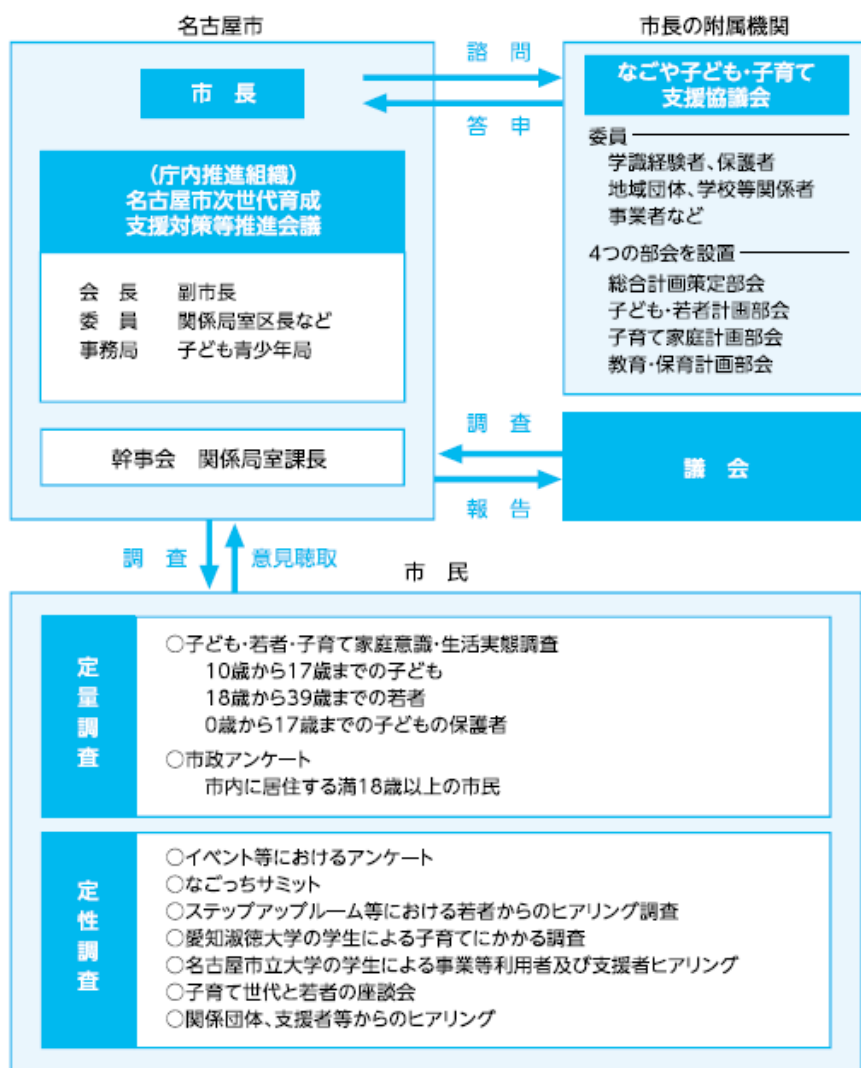


図 計画策定体制

（「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」より）

- ・ 推進会議に参加している部署は計画冊子 p 171 に記載（下図参照）
- ・ 推進会議は局長級会議の他、課長級の幹事会で構成。推進会議はこども計画を検討するために設置されたものではなく、次世代育成支援対策の総合的推進及び子どもの権利の保障を目的として設置されたもの。

(3)名古屋市次世代育成支援対策等推進会議

次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備「次世代育成支援対策」を総合的に推進するとともに、子どもの権利を保障することを目的として設置。

①推進会議構成員 (平成31年4月1日現在)

会 長	副市長	委 員	緑政土木局長
副会長	子ども青少年局長	委 員	上下水道局長
委 員	会計室長	委 員	交通局長
委 員	防災危機管理局長	委 員	病院局長
委 員	市長室長	委 員	消防長
委 員	総務局長	委 員	選挙管理委員会事務局長
委 員	財政局長	委 員	監査事務局長
委 員	市民経済局長	委 員	人事委員会事務局長
委 員	観光文化交流局長	委 員	教育長
委 員	環境局長	委 員	市会事務局長
委 員	健康福祉局長	委 員	中村区長
委 員	住宅都市局長	委 員	中区長

②幹事会構成員 (平成31年4月1日現在)

幹事長	子ども青少年局企画経理課長	幹 事	環境局総務課長
幹 事	防災危機管理総務課長	幹 事	健康福祉局総務課長
幹 事	総務局総務課長	幹 事	子ども青少年局総務課長
幹 事	総務局企画課長	幹 事	住宅都市局主幹(企画調整)
幹 事	総務局男女平等参画推進室長	幹 事	緑政土木局企画経理課長
幹 事	総務局人材育成・コンプライアンス推進室長	幹 事	上下水道局経営企画課長
幹 事	財政局総務課長	幹 事	交通局営業本部企画財務部主幹(企画調整・外郭団体)
幹 事	市民経済局企画経理課長	幹 事	病院局総務課長
幹 事	市民経済局産業部主幹(労働企画)	幹 事	消防局総務課長
幹 事	観光文化交流局総務課長	幹 事	教育委員会企画経理課長
		幹 事	教育委員会指導室長

図 推進会議構成員

(「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」より)

- ・策定にあたっては、なごや子どもの権利条例に基づく子ども・子育て支援協議会の中で調査審議している。また、協議会の下部組織として、平成29年度に次期計画準備・調査部会、平成30年度に各分野からなる部会を4つ立ち上げて、そこでの意見等も聞きながら計画を策定した。
- ・協議会は年3回。それとは別に部会も実施するが、平成29年度に3回、平成30年度～令和元年度に4部会を各4回実施した。
- ・各部会で現状・課題やめざす姿について検討し、部会の意見を参考にして市で取りまとめた計画骨子案を協議会に諮問した。
- ・各部会で諮問内容に対する答申案を検討し、取りまとめた内容を、協議会から市へ答申された。
- ・各部会の開催状況は、計画冊子 p.168 下段～p.170 に記載（下図参照）

部会開催状況

①次期計画準備・調査部会

- 主な検討事項 ▶次期子どもに関する総合計画の策定に向けた基本的な事項の確認
▶子ども・若者・子育て家庭意識・実態調査

回	年月日	内容
第1回	平成29年8月28日	・部会について ・わくわくプラン2015策定当時の状況の変化、新たな課題について ・次回の部会までに必要となる資料について
第2回	平成29年10月31日	・実態調査の調査項目について ・次年度に設置する部会について ・計画の一本化について
第3回	平成30年1月12日	・各種実態調査の調査票案案について ・部会設置案及び構成員について

②総合計画策定部会

- 主な検討事項 ▶各部会において検討された事項の取りまとめ
▶「めざす姿」、「基本的な視点」等、計画の全体にかかる事柄

回	年月日	内容
第1回	平成30年4月25日	・総合計画策定部会の役割について ・総合計画策定スケジュール(予定)について ・総合計画策定の方向性について ・総合計画策定にかかる調査について
第2回	平成30年10月22日	・計画3部会における検討状況等について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の二次分析について ・次期子どもに関する総合計画の基本的な視点について
第3回	平成30年12月17日	・計画3部会における検討状況等について ・次期子どもに関する総合計画の理念等について
第4回	令和元年5月20日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)について ・なごや子ども条例の周知・啓発について

③子ども・若者計画部会

主な検討事項 ▶子どもや若者を取り巻く現状や課題、取り組むべき施策等

回	年月日	内容
第1回	平成30年5月21日	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者計画部会の役割について 総合計画策定スケジュール(予定)について 総合計画策定の方向性について 総合計画策定にかかる調査について
第2回	平成30年10月2日	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体からのヒアリング 〔なごや若者サポートステーション 名古屋市子ども・若者総合相談センター〕 子ども・若者にかかる施策のあり方について 子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の二次分析について
第3回	平成30年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者にかかる施策のあり方について 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第4回	平成31年4月22日	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子ども・若者にかかる施策の方向性について なごや子ども条例の周知・啓発について

④子育て家庭計画部会

主な検討事項 ▶子育て家庭を取り巻く現状や課題、取り組むべき施策等

回	年月日	内容
第1回	平成30年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭計画部会の役割について 総合計画策定スケジュール(予定)について 総合計画策定の方向性について 総合計画策定にかかる調査について
第2回	平成30年10月3日	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体からのヒアリング 〔特定非営利活動法人こどもNPO 特定非営利活動法人起業支援ネット 特定非営利活動法人子育て支援のNPOまめっこ〕 子育て家庭にかかる施策のあり方について 子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の二次分析について
第3回	平成30年12月6日	<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭にかかる施策のあり方について 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第4回	平成31年4月24日	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子育て家庭にかかる施策の方向性について なごや子ども条例の周知・啓発について

⑤教育・保育計画部会

主な検討事項 ▶教育・保育を取り巻く現状や課題、取り組むべき施策等

回	年月日	内容
第1回	平成30年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育計画部会の役割について 総合計画策定スケジュール(予定)について 総合計画策定の方向性について 総合計画策定にかかる調査について
第2回	平成30年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体からのヒアリング 〔名古屋市私立幼稚園PTA連合協議会 名古屋市立幼稚園PTA協議会 名古屋民間保育園連盟保護者会連合会 名古屋市公立保育園父母の会〕 教育・保育にかかる施策のあり方について 子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の二次分析について
第3回	平成30年12月5日	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育にかかる施策のあり方について 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第4回	平成31年4月23日	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における教育・保育にかかる施策の方向性について なごや子ども条例の周知・啓発について

図 部会開催状況

(「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」より)

- 計画策定にあたっての予算額（自治体職員人件費を除く）
 - ・平成 30 年度：11,323 千円 令和元年度：5,479 千円
 - ・予算の内訳について、平成 30 年度は、実態調査の委託料と部会における委員報酬が主なものである。令和元年度はパブリックコメントにかかる経費と計画冊子作成のための原稿作成委託費・印刷製本費などである。
- 計画策定にあたっての外部委託の有無（全部外部委託、一部外部委託等）
 - ・実態調査の発送、集計を一部委託。アンケート調査の設問の設計は市が実施。

<こども等の意見の聴取手法・反映方法について>

- 計画策定にあたって、こども等の意見の聴取
 - ・実施している。
 - ・定性調査の「なごっちサミット」はもともと毎年実施している事業であり、「なごっちフレンズ」という小学 5 年～高校 3 年を対象にしたメンバー登録制度を活用している。登録してもらったこどもに毎年テーマを伝えて、ワークショップへの参加を募り、そこで意見を話し合ってもらうものである。
 - ・「なごっちフレンズ」は、子どもの社会参画をすすめることを目的して登録メンバーに情報提供を行う制度である。常時 web で募集しており、高校 3 年生年度が終わると自動で登録が削除される。「なごっちサミット」以外の他部署のイベント等も情報提供している。
 - ・これらのイベントのファシリテートは市の職員ではなく、事業者に外部委託している。少額随意契約の範囲において、子ども・子育て関係のワークショップ等の運営実績のある事業者に委託している。
 - ・定性調査の「ステップアップルーム等における若者からのヒアリング調査」のインタビューは市の施設に市のこども担当の職員が出向き、その場で実施する。聴取の対象は、施設職員と相談の上、当日の施設利用者のうち調査協力に同意していただけた方に聞いている。
 - ・定性調査の「愛知淑徳大学の学生による子育てにかかる調査」の聴取の対象は、市内保育施設にこどもを預けている方が対象。愛知淑徳大学の授業では、市で設定したテーマについて、学生が聴取した内容をもとに検討してもらっている。なお、本調査は市全体の大学連携の枠組みを活用して実施したもの。
 - ・定性調査の「名古屋市立大学の学生による事業等利用者及び支援者ヒアリング」は子ども・子育て支援協議会委員にもなっている名古屋市立大学准教授に協力を依頼したものである。准教授と相談し決まったテーマを学生に与えている。市が実施している複数の支援事業から、学生が選んだ事業会場でヒアリングを実施してもらっている。ヒアリングの詳細な内容については学生が決めている。

- ・定性調査の「子育て世代と若者の座談会」の参加者は一般公募であるなお、座談会の運営は外部委託している。
- 困難を抱えるこども、若者等、異なる対象（年齢そのほかの状況）ごとの聴取方法の工夫
 - ・本人の同意を得ること。
 - ・困難感を有する若者のヒアリングでは、本人が希望すれば、施設（ステップアップルーム）の支援者に同席してもらい、意見聴取の際には横に寄り添ってもらっている。
- 子育て支援団体への意見聴取
 - ・実施している。
- こども等の意見の計画への反映
 - ・なごや子ども・子育て支援協議会の部会へ定量調査、定性調査の結果を提供し、計画への反映を検討。
 - ・反映については、アンケート結果や聴取した様々な意見を、現状と課題の分析や施策体系の方向性などの検討材料の一つとし、部会の委員に意見聴取しながら反映している。
 - ・なお、他部署で実施する調査内容については、適宜共有してもらえらる。
- こども施策の部局所管以外の事業について、こども等の意見聴取を行っている事例
 - ・「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」を策定し、様々な事業において意見聴取に取り組んでいる。
 - ・指針策定の経緯は、令和2年に「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」へと改正し、子どもの権利を根幹に据えることを明確化。改正前より条例では子どもの「主体的に参加する権利」を掲げていながら、本市の施策推進にあたって子どもの意見表明の機会が十分に設けられていない現状を鑑み、市職員を対象とした指針を打ち出したものである。
 - ・「なごっちフレンズ」は、他部署の事業でも活用することが可能であるため、他部署にもアナウンスしている。そのため、他部署からもテーマの提案があれば、活用できる。例えば、市の総合計画でも、こどもの意見を反映するため、「なごっちフレンズ」の枠組みを使って、ワークショップ参加者の募集を行っている。
 - ・指針には「子どもの意見を聞く際の留意点」も記載されているが、ワークショップなどを他部署が実施することはハードルが高いため、より取り組みやすいやり方を探るため、指針の改訂作業を進めている。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定したことによる効果・利点等について>

- 一体的な政策策定を行ったことでの、施策実施面での効果・利点
 - ・ 横断的な捉え方、評価が可能になった。
- 一体的な政策策定を行ったことでの、市民生活での具体的な効果・利点
 - ・ 本市の子ども・子育て支援事業を施策ごとに体系立てた周知が可能になった。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定した際の苦労や今後に向けた改善点等について>

- 一体的な計画を策定する際に苦慮した点
 - ・ 施策として体系化した取り組みにおいて重複する事業の整理、示し方に苦慮した。
 - ・ なお、計画の成果指標の設定にあたっては上位計画を参考にしているわけではなく、現行の計画をベースして、社会情勢の変化や有識者の意見をもとに設定している。
 - ・ 指標による評価をするために実施するアンケートは計画策定に合わせて5年おきに実施している。市の総合計画でも同じ指標を使用しているものもあるので参考にはしているが、基本的には、この計画のためのアンケートを実施している。
- 庁内連携等、上位計画との整合で苦慮した点
 - ・ 上位計画との計画期間のずれに苦慮した。
 - ・ 市の総合計画が1年早いため、その動向を見て整合を図った。目標値など細かい施策・事業の内容では時点のずれはあるものの、大きな目標では総合計画とのずれはなく、計画策定にあたって大きな影響はなかった。
- 地域資源（民間活動）の把握
 - ・ 計画冊子 P. 4 に記載（下図参照）。

(5) 名古屋市の資源や相談・支援ネットワークの活用・充実をはかる視点

多様化・複雑化する問題に対応していくため、量的拡充をはかるとともに、専門職の安定的な配置と研修の充実等により、質的な水準の引き上げに取り組みます。

地域における見守りや助け合いが求められており、子ども・若者・子育て家庭への支援に地域コミュニティの力を活用できるような仕組みづくりにつとめます。

さらに、それぞれの分野ごとの縦割りの対応を克服し、相談・支援の機関や組織を横につなぎ、包括的な相談・支援ネットワークの強化をはかるなど、本市の社会資源をより効果的に活用するための仕組みづくりを進めていきます。

図 地域資源との連携方法の記載

（「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024」より）

- 一体的な計画策定にあたり、国や都道府県に期待したい支援等
 - ・ 子ども・子育て支援事業計画「手引き」の改訂等、迅速な情報提供

<その他>

●計画のページ数について

- ・現行計画：204 ページ、次期計画：未定

●こども・若者の位置づけ・定義

- ・法令等で対象年齢が定められているものを除き、施策・事業の内容によって必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を実施

●計画には予算の裏付けがない内容の記載

- ・策定時点で事業費が算出できていない事業など。

●こども・若者にわかりやすい計画にするための工夫点

- ・読み手としてこどもを想定した「子ども用概要版」を作成している。
- ・対象は小学校高学年くらいだが、明確には決めていない。
- ・文章は市の職員が作成し、デザインは外部委託している。
- ・概要版については直接配布をしていないが、学校から問い合わせがあれば渡している。

10) 滋賀県

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した経緯・目的>

●経緯・目的

(淡海子ども・若者プランに、子ども・子育て支援法に規定される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、子ども・若者育成支援推進法に規定される都道府県子ども・若者計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定される自立促進計画、次世代育成支援対策推進法に規定される都道府県行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定される都道府県子どもの貧困対策計画等の性格も付与)

- ・記載内容の統一性の確保および事務負担の軽減のため。
- ・子育て支援、仕事と家庭の両立支援など重複する内容があり、個別に策定した場合には記載内容の統一性の確保や計画変更時の取扱いなどについて手続きが煩雑になることが想定された。
- ・また、各計画の対象時期が同じであったため。

●計画策定前に抱えていたこども施策に関する課題

- (1) 少子化の進行に伴う社会で子育てを支える機運の醸成
- (2) 保育所等の利用児童数および待機児童の増加に伴う就学前児童の受入れ体制の強化
- (3) 障害や国籍、母語等にかかわらず人権が尊重され健やかに成長できるためのきめ細かい支援の強化
- (4) 社会情勢の変化に伴う子どもの生きる力の育成、就労等の支援
- (5) 地域活動等の減少に伴う若者の主体的な地域活動や社会貢献活動への参加促進
- (6) 児童虐待相談件数の増加に伴う児相の体制強化
- (7) 子どもの相対的貧困率の状況およびひとり親世帯の増加に伴う自立等の支援や情報提供の強化

- ・課題を決定するための調査はしておらず、子ども若者審議会でも主要な課題が何か議論した。子ども・青少年局が事務局として、課題案を提供した。

●計画策定にあたっての都道府県からの働きかけ

- ・子ども若者審議会を経て文案ができた段階で、県内市町の課長会議において情報提供を行った。
- ・パブリックコメントの前に、市町に対して素案の意見照会を行った。意見照会では、大きな変更は求められず、追記すべきことや、分かりやすくするために表現を修正するように意見があった。
- ・県外とのやり取りは行っていない。

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した際のプロセス・検討体制>

●計画策定の期間、スケジュール

- ・計画策定の期間は約1年4か月であり、平成30年度から調査などを実施し、平成30年後半から審議会・部会の開催準備（部会の設置、人選等）、令和元年から実質的な検討を行った。
- ・主なスケジュールは以下のとおりである。

時期	内容
平成30年11月	知事の附属機関である滋賀県子ども若者審議会に諮問
～令和元年8月	子ども施策に係る審議会の4つの部会における検討
令和元年9月	骨子案の審議ならびに庁内および議会への報告 (以下「審議」という。)
令和元年11月	素案の審議
令和元年12月	パブリックコメント実施
令和2年2月	最終案の審議
令和2年3月	計画策定（滋賀県）

●子どもに関する条例、計画策定や計画策定のための審議会の位置付け

- ・子どもに関する条例として、平成18年に「滋賀県子ども条例」を制定している。
- ・同条例第12条で、知事は、必要と認めるときは、「子どもの虐待の防止その他の育ち・育てる環境づくりに関し必要となる施策」に係る計画を策定するものとされている。
- ・「滋賀県子ども条例」では、子どもの権利条約をどこまで取り入れるかが議論となったが、子どもの権利については規定されないこととなったため、現在検討中の新条例では子どもの権利を中心に据えて策定しようとする議論を進めているところ。
- ・新条例では、子どもの意見を聞くことについて具体的な規定を決めること、子どもの権利が侵害されたときの体制を作ること、審議会（場合によっては子どもの委員）の規定を設けること、子どもに関する基本的な計画についても規定すること等を現段階ではイメージしている。

●計画策定にあたった担当職員数

- ・計画の全体を取りまとめる主担当者は1名
- ・主担当者とは別に、並行して児童虐待防止計画を作成していた担当者が「社会的擁護の推進」の項目を記述しているほか、具体の施策に係る項目は、子ども・青少年局内の各係（7係）において、複数の職員が審議会の部会の運営、本文の執筆から市町との調整まで行っている。

●計画策定にあたり実施した調査

- ・平成 30 年度には、以下の調査を実施した。
 - ①子育てに関する県民意識調（設問数:約 30 問、18 歳以上 3000 人対象）
 - ②滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査（設問数:母子家庭約 60 問、父子家庭約 60 問、一人暮らし寡婦約 30 問、その中にそれぞれ小中高生用が 15 問、計約 4000 世帯（母子家庭 3100、父子家庭 600、一人暮らし寡婦 200））、郵送配布）
- ・同時期に虐待防止計画策定のための調査を実施した。
- ・令和元年度には、保育士実態調査、パブリックコメントを実施した。
 - 保育士実態調査（保育の事業所約 420 施設、保育士約 8700 人、人材バンクに登録がある保育士経験者約 500 人、保育士養成施設の学生約 700 人が対象。回収率約 6 割。設問内容：保育士不足の現状について、理想の保育士の配置数について、職場環境上での工夫、離職防止）

●大規模アンケートの実施手法

- ・子育てに関する県民意識調査、ひとり親家庭等生活実態調査については、それぞれ無作為に抽出した 18 歳以上の県民 3,000 人に対して郵送によるアンケートを実施した。
- ・保育士実態調査については、保育士約 1 万人、学生約 800 人について、アンケート調査を行った。

●貧困実態調査等、センシティブな内容の調査での工夫

- ・匿名性の確保および回答者に配慮した表現の使用に留意した。

●計画策定の検討体制や担当部署

- ・検討体制：附属機関（滋賀県子ども若者審議会）において検討。
- ・担当部署：知事部局（健康医療福祉部子ども・青少年局）

※滋賀県子ども若者審議会は知事の附属機関で、知事からの諮問に対して審議・調査を行う。

●都市計画部局や、教育委員会との連携における工夫

- ・教育委員会の所管する計画（教育基本計画、教育大綱）等との間で内容や目標値に齟齬のないよう調整を行った。

●計画策定にあたっての予算額

- ・平成 30 年度：基礎調査委託料 1,500 千円
- ・令和元年度：審議会報酬 1,928 千円、費用弁償 365 千円、食糧費 32 千円、役務費 60 千円
- ・令和 2 年度：印刷製本費 1,800 千円

●計画策定にあたっての外部委託の有無

- ・調査の手続きなどの作業の一部を外部委託した（子育てに関する県民意識調査、ひとり親家庭等生活実態調査、保育士実態調査）。
- ・アンケートの設問は滋賀県で設計した。

<子ども等の意見の聴取手法・反映方法>

●計画策定にあたっての子ども等への意見聴取

- ・現計画策定時には、子ども等の意見を聴取していない。
- ・ただし、子ども視点での施策構築、意見表面の環境整備を全庁的に取り組む課題としているため、次期計画策定においては意見聴取を行うべきではないかと考えている。
- ・子どもの意見聴取については、現行計画策定後ではあるが、コロナ禍における子どもの状況を把握するために子ども本人（3万人以上）や子どもにかかわる団体等からアンケートやヒアリングを実施し、その結果を基に、新たな子どもの行動様式（「すまいる・あくしょん」）を策定した例がある。
- ・現在進めている条例の検討においても子どもの意見聴取を行っている。現段階では素案に至っていないため、子どもの権利についてどのような認識をしているか、条例で守ってほしいことはなにかのような抽象的なことを聞いているが、条例が具体的に決まったら、パブリックコメントの前に、子どもの意見を聞きたい。

●子ども等の意見の聴取手法

- ・新条例の検討にあたっては、子どもの声を聞く取組（委託事業者と県の職員がアンケート調査）を実施している。
- ・対象は概ね小学4年生から大学生とした。
- ・アンケートによる意見聴取にあたっては学校等への直接訪問と Web の二通りの方法で行い、アンケートの趣旨を理解してもらうために、意見聴取を行いたい内容について事前に動画を見せるなどしたうえで実施した。
- ・学校への依頼は県の担当職員が直接実施する他、訪問先の学校の選定や Web アンケートの周知は県内市町の教育委員会や子ども政策担当部局に依頼している。
- ・Web アンケートの回答は 2024 年 1 月末の期日までに 11,479 件となった。

●困難を抱える子ども、若者等、異なる対象（年齢そのほかの状況）ごとの聴取方法の工夫

- ・「すまいる・あくしょん」策定の際には、質問内容や表現等を対象となる子どもの年齢に応じて変えるといった対応を行った。

- ・各市町の生徒数の2割程度となるように、各市町の教育委員会に実施対象の学校を1～2校選定してもらい、学校に説明に行った。
- ・高校も同様に生徒数の2割程度になるように選定を行い、アンケートを実施した。
- ・大学生については、webでアンケートを実施した。
- ・回答者は小学校1～4年生が8600人、小学校5、6年生が5000人、中学生が7000人、高校生が8000人、大学生が2000人であった。
- ・学校・商業施設でのPRを通じて3万人から意見を聞くことができた。
- ・また、今年度行っている新条例の検討にあたっては、声を上げにくい子どもの意見も聴取するため、不登校支援を行う団体や障害をもつ子どもが通う学校等を直接訪問し、日頃から子どもと接している支援者の協力の下で委託業者（プロポーザルで委託業者を決定。資格要件を課しているわけではないが、どのようなことが期待されているか理解しており、子どもと接することに慣れている者が対象）と、県の職員が意見聴取を行っている。
- ・障害者支援団体に話を聞きに行っている。
- ・そのほか、アンケートの作成にあたり、学年に応じたルビの振り方や表現に留意している。
- ・新条例を検討している子ども若者審議会条例検討部会において、その際に、通常の見解聴取などでは、モニターなどで能動的に答えてくれる人がピックアップされているが、そこでは捉えられないような子どもの意見を積極的にくみ上げるプッシュアップ型の方法が必要だという意見が多くあった。

●子育て支援団体への意見聴取

- ・「すまいる・あくしょん」の策定の際には実施している。

●こども施策の部局所管以外の事業について、こども等の意見聴取を行っている事例

- ・県HPに「子ども県民の声ひろば」を開設し、「子どもから知事への手紙」や「子どもWebアンケート」等の意見聴取に係る取組を実施。

●こども等の意見を聴取したことによる市民からの反響の把握

- ・把握していない

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定したことによる効果・利点等>

●一体的な政策策定を行ったことによる、施策実施の面で効果・利点

- (1) 議会その他の対外的な説明において、統一的な資料として一貫した説明が可能となる。

- (2) 各法律の目的達成手段としての個別計画ではなく、子ども・若者政策を俯瞰的視点から記述できる。
- (3) 各計画間での内容や目標値、表現等の齟齬を回避できる。
- (4) 体系的に記載事項を整理することで一覧性が向上する。
- (5) 重複、調整等の減少により事務負担が減少する。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定した際の苦労や今後に向けた改善点等>

●一体的な計画を策定する際に苦慮した点

- ・各法に基づく計画に必要な記載事項を漏れなく記載する必要があるが、記載すべき事項が不明確であること。
- ・各法の担当者が分かれており（保育、虐待など）、知識・意識にも差があるためプランの記述の密度や熟度等に偏りが生じること。

●庁内連携等、上位計画との整合で苦慮した点

- ・教育委員会所管の計画と改定時期が異なり、数値目標等の調整（周期が異なる目標値に対しては、割り戻しなどをして新たに置き換えた）が必要であった。
- ・他部局からは子ども施策担当部局の所掌事務であるとの受け止めもあり、必ずしも十全には全庁を挙げた計画としての検討がなされなかった憾みがある。
- ・健康福祉部内では協力が得られたが、子どもに関係しない土木交通などは呼びかけてもあまり反応が良くなかった。
- ・現在は知事が子ども政策に重点を置いており、年度当初に子ども政策推進本部を作り、各部局の部長級の職員が集まり、それぞれの部局で子どものためできることを検討しているため、全庁を挙げて協力する体制が浸透してきている。

●一体としたい個々の計画の目標年次がバラバラの場合、計画期間のずれの調整方法

- ・現行プランの改定時には、一体化する計画間での計画期間のずれはなかった。
- ・他部局所管計画との間での目標値等のずれについては、本計画の計画期間内での目標値を新たに設定した。

●地域資源（民間活動）の把握方法、連携や今後の活用についての計画への記載有無

- ・計画上の記載としては、「ひとり親家庭への理解を促進するための広報・啓発」に関し「地域の団体等との連携」を記載している。

●次期計画策定時に改善したい点

- ・計画の骨子作成の段階から全庁的な連携を図る。
- ・こどもの意見を反映する。

- 一体的な計画策定にあたり、国や都道府県に期待したい支援等
 - ・ 各法律が県計画の作成を求める目的、作成にあたり前提とすべき国・県・市町村の担う役割を明確に示してほしい。
 - ・ 現計画策定にあたっては、通常業務と並行して策定業務を行ったが、審議会に専門の部会を4つ設けて運営するなど事務の負担が大きかったため、委託による業務補助ができる財政的支援を十分に手当してほしい。

<その他>

- 計画のページ数
 - ・ 現行計画は本編 136 ページ。次期計画も同程度を見込んでいる。
- こども・若者の位置づけ・定義
 - ・ 現行計画において、「子ども・若者」は、特に但書がない限り、生まれてから自立するまでの者を幅広く含んだ概念としており、0歳から概ね30歳未満までの者の総称とするが、施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者も対象としている。
- 予算の裏付けがない内容についての計画への記載
 - ・ 予算額や、明らかに新規に予算を要することとなる内容は記載していない。
 - ・ 滋賀県では、計画には予算措置が議会で承認されていない内容は記載しない運用となっている。
- こども・若者にわかりやすい計画にするために工夫
 - ・ 現行計画においてははない。
 - ・ 次期計画では検討する考え。
 - ・ 条例自体は子どもにわからないかもしれないが、内容について子どもにも読んでもらえるような条例の説明・言い換えを作るべきだという意見があった。

1 1) 京都市

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した経緯・目的>

●経緯・目的

(京都市はぐくみプランに、子ども・若者計画、次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画、子ども・子育て支援事業計画、母子保健計画等)

- ・計画策定当時、京都市では、子どもから若者までの施策を各計画に基づいて着実に推進していたが、社会情勢を踏まえ、妊娠前から妊娠出産までの方とその家庭、乳幼児から若者までとその家族を対象とした「切れ目ない支援」を一体的・総合的に推進するため、各計画を一体化した。

●計画策定前に抱えていたこども施策に関する課題

- ・策定当時の社会情勢として、「虐待、貧困、障害等の支援ニーズの増大及び多様化」「家族や地域社会の関係性の希薄化による孤立」「生活環境や雇用環境の変化等による、若者の将来への不安感・負担感の増大」「長時間労働の常態化等による、仕事と家庭生活の両立困難」「国全体での少子化の進行」があった。
- ・事前のアンケートや、実態（児童虐待の件数や各種統計）を踏まえて課題を設定した。

●計画策定にあたっての都道府県からの働きかけ

- ・適宜情報共有を行っている。

●計画策定にあたって参考にした自治体

- ・計画の位置付け等について、20程度の政令市に照会しつつ、他都市の類似計画を適宜参照した。
- ・京都市はぐくみプランに複数の計画を内包するという観点から、類似の計画を参考にした。近隣の大阪市や神戸市などが、どのような計画を盛り込んでいるのか、独自の内容、構成などを適宜参考にした。また、京都市からも情報提供を行っている。

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した際のプロセス・検討体制>

●計画策定の期間、スケジュール

- ・市民ニーズ調査（アンケート調査）及び結果とりまとめ等：1年間（平成30年度）
- ・素案作成～計画策定：1年間（平成31年度（令和元年度））
- ・次期計画でもアンケート調査から計画策定まで2か年を予定している。

●こどもに関する条例、計画策定や計画策定のための審議会の位置付け

- ・個別の事業及び施設に係る条例を除いては、以下の条例を定めている。

①子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例

- ②京都市子ども・子育て支援法施行条例
- ③京都市はぐくみ推進審議会条例
- ・③に基づき計画の進捗や策定を審議事項とする附属機関「京都市はぐくみ推進審議会」を設置している。

- 計画策定にあたった担当職員数
 - ・課長級1名、係長級1名、係員2名。計画策定を主要な業務としたのは、係長級1名、係員2名。

- 計画策定にあたり実施した調査
 - ・本市市民の各属性に対するニーズ調査（アンケート調査）
 - ・有識者を含めての会議（京都市はぐくみ推進審議会）及び意見聴取
 - ・パブリックコメント

- 大規模アンケートの実施手法
 - ・令和5年に実施したアンケート調査は、住民基本台帳からの無作為に調査対象を抽出し、郵送による回答依頼を基本的な実施方法としつつ、一部調査にモニター調査や、学校等からの手渡しによる配布等を行っている。
 - ・令和5年の調査では、5年前の同調査の回収率を参考に、必要回収数から逆算して配布数を設定した。また、回収率の向上のためオンラインでの回答も可能とした。

- 貧困実態調査等、センシティブな内容の調査での工夫
 - ・アンケートの設問・選択肢の文言に十分に配慮し、答えたくない質問については、回答いただかなくても構わない旨の文言を記載した。

- 計画策定の検討体制や担当部署
 - ・市長部局の担当課（育成推進課）にて検討し、諮問機関である「京都市はぐくみ推進審議会（部会含む）」に諮っている。

- 都市計画部局や、教育委員会との連携における工夫
 - ・関連する計画や事業について、ヒアリングや照会等を複数回実施した。
 - ・計画策定後も、年に1回の進捗管理を行っている。

- 第三者評価制度
 - ・有していないが、関係部署（都市計画、産業観光、教育など）と適宜協議をしながら進めている。

●計画策定にあたっての予算額

- ・調査年度：41,122千円（平成30年度当初）
- ・計画策定年度：17,256千円（平成31年（令和元年）度当初）
- ・主な費目は、委託費、附属機関の会議費、印刷費、郵送費。

●こども施策に特化し、予算権限を持ったポスト

- ・子どもや若者に関わるあらゆる行政施策を融合し、一層推進するため平成29年4月に子ども若者はぐくみ局を創設している。

●計画策定にあたっての外部委託の有無

- ・現行計画策定時はアンケート調査を外部委託した。
- ・計画策定はデザイン・印刷のみ外部委託し、計画内容は担当課を中心に庁内関係部署で作成した。

<こども等の意見の聴取手法・反映方法>

●計画策定にあたってのこども等への意見聴取

- ・行っている。

●こども等の意見の聴取手法

- ・ニーズ調査（アンケート調査）による聴取
- ・計画策定のほか、本市が行う各種審議会等における市民公募委員への若者登用（高校生以上～30歳までの青少年を公募）
- ・児童館や青少年団体と連携した聴取の取組（予定）
- ・事業を実施するうえでの利用者等（職員や管理者も含む）への詳細な聞き取りなど

●困難を抱えるこども、若者等、異なる対象（年齢そのほかの状況）ごとの聴取方法の工夫

- ・困難を抱えるこども（ヤングケアラー、ひとり親、児童相談所）については、事業を実施する中で詳細に聞き取りを行っている。
- ・その他、育成学級の児童や特定の年齢を対象としたアンケート調査による聴取を実施した。
- ・子どもについては、児童館等と連携したワークショップ等により聴取を試行実施予定している。
- ・若者については、市内で活動する若者団体と連携して聴取方法について検討を深めているほか、適切な取り組み方法について聴取予定である。

●子育て支援団体への意見聴取

- ・次期計画の策定について審議する附属機関（はぐくみ推進審議会）において、有識者として参画する団体関係者へ聴取しているほか、各事業を行う中で実績報告等による聴取も行っている。

●こども等の意見の聴取手法の検討における参考

- ・「こども基本法に基づくこども施策の策定等へのこどもの意見の反映について」（自治体向けQ&A）

●こども等の意見の計画への反映

- ・現在次期計画を策定中であり、今後反映させる予定である。
- ・反映の方法等についても、子どもや若者への意見聴取の中で適切な手法について検討している。

●こども施策の部局所管以外の事業について、こども等の意見聴取を行っている事例

- ・学生と地域住民が連携してまちの活性化に取り組む「学まちコラボ事業」
- ・学生が地域企業の伴走支援を得ながら社会課題の解決に取り組む「The Future of KYOTO AWARD」
- ・学生がワークショップを通じて京都の未来を考える「学生とつくるまちの未来プロジェクト」
- ・市内公園の魅力向上のための「こどもまんなか公園魅力アッププロジェクト」推進に向けたアンケート調査など

●こども等の意見を聴取したことによる市民からの反響の把握

- ・各事業所管課において、子ども・若者から聴取した意見の反響等について把握している。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定したことによる効果・利点等>

●一体的な政策策定を行ったことによる、施策実施の面で効果・利点

- ・分野横断的に取り組むことができると同時に、計画策定や進捗のとりまとめ等を一括して行うことができるため、事務負担も軽減された。

●一体的な政策策定を行ったことによる、市民生活への具体的な効果・利点

- ・分野横断的に取り組むこととなり、縦割り行政が解消されたことで、結果的に市民生活に良い影響があったと考えている。

- ・一体的な計画とすることで、1冊の計画冊子で京都市の方針等の確認ができる。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定した際の苦労や今後に向けた改善点等>

●一体的な計画を策定する際に苦慮した点

- ・内容が幅広いものとなるため、策定に当たっての関係課協議や外部有識者意見聴取に労力を要した。

●庁内連携等、上位計画との整合で苦慮した点

- ・必要に応じて上位計画の所管部署とも協議していたため特になし。

●一体としたい個々の計画の目標年次がバラバラの場合、計画期間のずれの調整方法

- ・法令等に基づく計画期間が違くと根本的な調整は困難である。
- ・反映させるべき情報については、適宜直近の計画見直しタイミングで反映している。
- ・例えば、京都市はぐくみプランと京都府障害児福祉計画は計画期間が異なるが、直近の計画見直しのタイミングで数値目標等を反映している。

●地域資源（民間活動）の把握方法、連携や今後の活用についての計画への記載有無

- ・地域資源（民間活動）の把握は、各事業所管課、各区役所・支所等の取組の中で把握することが多い。
- ・計画に記載する様々な取組の中で、民間団体との協働（連携）を記載した内容もある。

●次期計画策定時に改善したい点

- ・基本的には現行計画と同様のスキームで検討する予定である。
- ・策定に当たっては、「こども大綱」や子ども・若者の意見を取り入れた計画を策定する予定である。

●一体的な計画策定にあたり、国や都道府県に期待したい支援等

- ・国：すでに作成されている「こども大綱-説明資料」のような、こども大綱の要点を分かりやすく説明した資料や、他都市（他都道府県）での対応事例などの細やかな情報共有。
- ・府：府の計画内容や方策に係る情報提供、共有。

<その他>

●計画のページ数

- ・現行計画：53ページ程度
- ・次期計画：30ページ程度を想定

●こども・若者の位置づけ・定義

- ・子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例において、子どもをおおむね18歳未満の者と定義している。
- ・京都市青少年活動センター条例において、施策の対象を13歳以上31歳未満のものとしており、本市において、若者とは実質的に13歳～31歳未満としている。

●予算の裏付けがない内容についての計画への記載

- ・パブリックコメント実施前の素案の段階で常任委員会に報告を行っている。

●こども・若者にわかりやすい計画にするために工夫

- ・次期計画においては、子ども若者にわかりやすい表現・構成・情報発信となるよう検討する。
- ・子ども・若者からの意見を直接取り入れた計画を策定する予定である。

12) 大阪府豊中市

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した経緯・目的>

●経緯・目的

(こどもすこやか育みプラン・とよなかに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの未来応援施策推進計画等)

- ・豊中市子ども健やか育み条例第15条に基づき、計画を策定している。
- ・経緯としては、平成17年度に次世代育成支援対策推進法に基づく「こども未来プラン・とよなか」(豊中市次世代育成支援行動計画)を策定し、平成26年度に終了する本プランの取組みを継承しながら、「子ども・子育て支援法」等の趣旨もふまえて「こどもすこやか育みプラン・とよなか」(豊中市子育て・子育て支援行動計画)を策定した。
- ・豊中市における子育て・子育て支援施策および事業は多岐にわたり、計画の推進にあたっては、子育て・子育ての関連部局だけではなく、全庁的な体制のもと推進をはかり、本市の子育て・子育て支援施策を総合的・一体的に進行管理することを目的としている。

●計画策定前に抱えていたこども施策に関する課題

- ・少子化のほか、核家族をはじめとする家族形態の変化や、働き方やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化等、子どもや家庭を取り巻く環境が様々に変化しており、そのことが保護者の子育てへの不安や負担、孤立感の高まりにつながっていることを課題としていた。
- ・課題の把握は、子ども健やか育み条例制定時の事前調査によって整理した。

●計画策定にあたっての都道府県からの働きかけ

- ・国からの情報提供についての共有
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、府設置の連絡会における情報提供

●計画策定にあたって参考にした自治体

- ・大阪府(子ども・子育て支援事業計画について、盛り込むべき内容の整合を図っている)
- ・国の指針の確認、府のアンケート項目の共有等を行っている。
- ・計画全体に関する子育て・子育て支援に関するアンケートは、国や府の調査票を参考としながら、調査を実施している。また、計画に内包する子どもの貧困対策計画については、子どもの生活に関する実態調査を府と共同で調査実施しており、大阪府が設置する部会等での情報共有や共同実施市町村を含めた意見交換会などを行っている。

＜関連法令等に基づく計画を一体的に策定した際のプロセス・検討体制＞

●計画策定の期間、スケジュール

・【平成 30 年度】

6 月～7 月：業者選定

8 月～9 月：調査項目検討・庁内意見照会

11 月 16 日～12 月 25 日：アンケート調査

1 月～2 月：調査結果集計・分析作業

3 月：骨子案作成・ニーズ等調査結果報告書発行

・【令和元年度】

4～6 月：計画各章内容の検討・素案の作成および策定

7 月：諮問

12 月 12 日：市長への答申書提出

12 月 26 日～1 月 17 日：パブリックコメント

1 月～2 月：計画案の最終案作成（パブリックコメントの意見反映）

3 月：計画冊子配布

●こどもに関する条例、計画策定や計画策定のための審議会の位置付け

・【豊中市子ども健やか育み条例】（平成 25 年 4 月策定）の以下の部分に位置付けている。

計画策定(第 15 条)

こども審議会(第 10 条)

●計画策定にあたった担当職員数

・4 名(課長補佐、係長、主査、主事)

・施策推進と計画策定を並行で行っている。

●計画策定にあたり実施した調査

・アンケート調査

・ヒアリング（保護者、子ども）

・パブリックコメント

●アンケートを実施している場合の、対象、設問の内容、設問数、配布の方法

【対象】

・就学前児童(0～5 歳児)、小学生(6～11 歳児)の保護者

・小学校 5 年生、中学校 2 年生、高校 2 年生相当年齢の子ども

・地域の子育ち・子育て支援の関係者

【設問の内容】

- ・保護者：生活習慣、就労状況、保育サービスの利用状況、一時預かり、病気時対応、地域子育て支援事業、相談相手、子育て支援サービスの認知度・利用意向、地域での子育て環境、育児負担、育休についてなど
- ・子ども：生活習慣、学校生活・学習、日常の家庭や地域における状況、子ども自身の思い、友達つきあい、不安や悩み、大人や将来についてなど

【設問数】

- ・就学前児童(0～5歳児)の保護者：50問
- ・小学生(6～11歳児)の保護者：47問
- ・小学校5年生、中学校2年生：54問
- ・高校2年生相当年齢：50問
- ・地域の子育ち・子育て支援の関係者：7問

【配布方法】

- ・郵送、地域の子育ち・子育て支援の関係者のみ紙配布

●大規模アンケートの実施手法

- ・郵送配布、郵送・Webフォームによる回収（前回調査は郵送回収のみ）
- ・デジタルの推進の観点から、web回答者の中から抽選で、マチカネポイントという市内で使える地域ポイントを付与し、回答のインセンティブとした。web回答の利点として、回答の集計がしやすいということがあるが、回収率が大幅に上がることはなかった。

●貧困実態調査等、センシティブな内容の調査での工夫

- ・学校を通じてのアンケート調査の実施を検討したが、センシティブな内容が先生方の目に触れてしまう可能性があることや、問合せが学校に入ることなどを考慮し、郵送で実施した。

●計画策定の検討体制や担当部署

- ・計画の推進体制として、庁内には3つの会議体を設置している。子どもの権利に関する勉強会や、相談支援を行う担当者の情報共有などを行いながら、実務レベルで顔の見える関係性づくりをつくっている「こども施策推進本部連絡会議実務担当者会議」、市のこども施策の調査および検討を行う課長級会議の「こども施策推進本部連絡会議」、市

のこども施策の最終的な意思決定を行う部長級会議の「こども施策推進本部会議」である。

- ・児童福祉、母子保健、教育をはじめとした子どもに関わる様々な分野にわたる支援施策を実施する各部局と連携しながら、総合的、計画的な計画の推進に取り組んでいる。

●都市計画部局や、教育委員会との連携における工夫

- ・計画策定にむけて、随時協議を行った。

●第三者評価制度

- ・こども審議会（豊中市子ども健やか育み条例第10条により設置）

子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、子どもの健やかな育ちに関する重要事項を調査審議することを目的として設置。

- ・委員は、学識経験者、市民（公募）、市民団体等、行政機関により構成されている。本市在住か在勤・在学の15歳以上（中学生は除く）が委員に就任可能だが、実際に子どもがこども審議会委員に就任したことはない（応募自体なし）。

- ・開催頻度は概ね年2～3回程度。計画策定など大きな審議内容がある場合には、年4回程度となる。

- ・その他、保育の質向上・量の確保を集中的に審議する「義務教育就学前の保育・教育のあり方検討部会」と社会的養育推進計画の策定にあたり、専門的な見地からの意見等、集中的な審議を行う「社会的養育推進のあり方検討部会」の2つの部会を設置している。

●計画策定にあたっての予算額

・【現計画】

ニーズ等調査：5,990千円

計画策定：3,124千円

・【次期計画】

ニーズ等調査：9,240千円

計画策定：6,600千円（令和6年度予算案）（外部委託費）

●計画策定にあたっての外部委託の有無

- ・現計画、次期計画ともに一部外部委託している。
- ・設問の設計について、現計画は委託、次期計画については業者選定が難航した関係で、市で行っている。

<こども等の意見の聴取手法・反映方法>

●計画策定にあたってのこども等への意見聴取

- ・現計画策定時には、地域子ども教室、子ども食堂、生徒会等の児童生徒へのヒアリングを実施した。

●こども等の意見の聴取手法

- ・市職員が学校等を訪問し、座談会またはインタビュー形式で実施した。
- ・学校との調整については、教育委員会と連携しながら依頼するなどし、趣旨に賛同いただいたうえでご協力いただいている。実施する際には先生に同席してもらった。
- ・ヒアリングに協力いただいた子どもからは、「市のことがよく分かってよかった」など、子どもにとっても良い経験になったとの声をいただいた。
- ・子どもの居場所関係や、外国にルーツをもつ子どもへの意見を聴取する際には、普段子どもたちと接しているスタッフの方々に協力を依頼する予定としている。
- ・子どもの意見聴取については、市で取り組んでいる施策等について実態・課題把握をし、今後の事業の改善へとつなげる重要な場であると考えている。
- ・計画の p240 参考資料掲載の子どもへのヒアリングについて、座談会の進行やインタビューは、他部局と連携しながら市の職員が行っている。
- ・次期計画の策定にむけ、公募により市の施設でヒアリングを実施したがその際には、参加者同士がほとんど初対面ということもあり打ち解けるまでにも時間がかかり、子どもたちがなかなか意見を出しづらいという状況があった。そのため、子どもが普段いる場で普段から接している大人が話を聴き、子どもに安心感を与えられるような環境づくりの重要性を改めて認識した。日ごろ、声をあげられないような配慮が必要な子どもの声も丁寧に聴く際には、特にそのような環境づくりに配慮しながら実施する。
- ・ヒアリングをする際には、子どもの意見をありのまま受けとめ、言葉をねじまげてしまわないようにすることを意識している。

●困難を抱えるこども、若者等、異なる対象（年齢そのほかの状況）ごとの聴取方法の工夫

- ・困難を抱える子ども、若者等へのヒアリングは次期計画の策定にむけてはこれから取り組む。
- ・意見聴取を行う子どもたちと日常的に接して一定の信頼関係を構築している支援団体職員等と連携すること、安心感をもって意見が言える環境を設定することなど、話しやすい環境づくりへの工夫が必要であると考えている。

●子育て支援団体への意見聴取

- ・ヒアリングを実施している。（次期計画も同様）

- こども等の意見の聴取手法の検討における参考
 - ・中学生シンポジウム（中学校全 18 校の代表生徒が集まり、生徒会活動の充実に向け、現状や課題等について発表と意見交換を行う取組み）を参考とした。
 - ・市がテーマを決め進行するという流れなので参考にしている。

- こども等の意見の計画への反映
 - ・計画の中では、「今後の課題」として子どもたちの声を掲載するとともに、その声をうけて市としてどのように取り組んでいくかという方向性について掲載している。

- こども施策の部局所管以外の事業について、こども等の意見聴取を行っている事例
 - ・各部局主催によるヒアリングはない。
 - ・こども未来部こども政策課で実施している子どもヒアリングに参加いただいている。

- こども等の意見を聴取したことによる市民からの反響の把握
 - ・こども審議会委員に就任いただいている市民委員の方からご意見をいただくことはあるが、全体としての把握はしていない。
 - ・市民委員からは、意見をきくことの大切さをおほめいただいた。
 - ・豊中市では条例で子どもの意見を聞くことは明記されている。
 - ・担当者が変わっても継続的に行う体制が整っているので好意的な意見をもらっている。
 - ・全員に聞くことはできないができるだけ広く声を聞いてほしいという意見がある。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定したことによる効果・利点等>

- 一体的な政策策定を行ったことによる、施策実施の面で効果・利点
 - ・一体的な計画の進行管理、部局間の円滑な連携

- 一体的な政策策定を行ったことによる、市民生活への具体的な効果・利点
 - ・一体的な計画策定による直接的な効果とはいえないが、例えば子どもの貧困、居場所、体験機会についてなどの相互関係や影響などについて調査を一体的に実施し、課題や今後の施策の方向性が見える化することで、施策や事業を取組むための効果があった。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定した際の苦労や今後に向けた改善点等>

- 一体的な計画を策定する際に苦慮した点
 - ・計画に内包している「ひとり親家庭等自立促進計画」について、事務局となる担当課が異なることでアンケート調査の実施時期がずれ、計画策定のスケジュールに影響を及ぼしたため、次期計画においては、同時期に調査を実施した。

- 庁内連携等、上位計画との整合で苦慮した点
 - ・ 庁内連携等、上位計画との整合での苦慮はなかった。
 - ・ 首長との政策に関する調整について苦慮を要した。

- 一体としたい個々の計画の目標年次がバラバラの場合、計画期間のずれの調整方法
 - ・ 計画期間のずれはなし。

- 地域資源（民間活動）の把握方法、連携や今後の活用についての計画への記載有無
 - ・ 子どもの未来応援施策推進及び地域包括ケアシステム推進に向けた、子どもの居場所づくりに関する地域資源調査を実施した。

- 次期計画策定時に改善したい点
 - ・ より幅広くにヒアリングを行い、様々な立場の方からの声を聴き、計画へ反映していくこと。

- 一体的な計画策定にあたり、国や都道府県に期待したい支援等
 - ・ アンケート調査項目設定に関する助言
 - ・ ヒアリングについての学習会
 - ・ 学習会では、初めて会った子どもから意見を聞き出すテクニック、場づくりの手法を他部局も学ぶ機会がほしい。（他部局を巻き込むヒアリングを実施したいため）
 - ・ 調査や計画全体のボリュームが増大することに伴う費用に対する補助

<その他>

- 計画のページ数
 - ・ 現行計画：246 ページ
 - ・ 次期計画：現時点では未定だが、新たに若者自立支援計画および社会的養育推進計画についても内包することから、ページ数は増加する見込み。

- こども・若者の位置づけ・定義
 - ・ 子ども：おおむね 18 歳未満の者（子ども健やか育み条例第 2 条）
 - ・ 若者：思春期・青年期・ポスト青年期の者（中学生からおおむね 40 歳未満まで）（子供・若者育成支援推進大綱）

- 予算の裏付けがない内容についての計画への記載
 - ・ 計画に記載する今後の方向性や取組みを裏付けとし、その後の施策や事業が実施されるものであると認識している。

●こども・若者にわかりやすい計画にするために工夫

- ・ヒアリングをする際には、市で行っている施策や取組みについて、わかりやすくまとめて話をするようにしている。
- ・次期計画においては、子ども・若者に対して分かりやすい計画とするための手法を検討している。

13) 高知県四万十市

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した経緯・目的>

●経緯・目的

(四万十市子ども・子育て支援事業計画に、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、母子保健計画、新・放課後子ども総合プラン等)

- ・ こどもに関する施策は、これまで教育委員会を含めて多くの部局に分けて実施しており、連携不足により取り組みが不十分な部分があった。庁内が一体となって関係機関と連携し施策に取り組むために、その指針となる計画を一体化することとした。

●計画策定前に抱えていたこども施策に関する課題

- ・ 現行の子ども子育て支援事業計画は子育て支援（保護者支援）が中心であり、子どもをどのような大人に育てていくかという視点での取り組みができていなかった。

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した際のプロセス・検討体制>

●計画策定の期間、スケジュール

- ・ 令和5年度：保護者・高校生ニーズ調査
- ・ 令和6年度：若者ニーズ調査、こども意見聴取、事業者・団体ヒアリング、計画策定作業

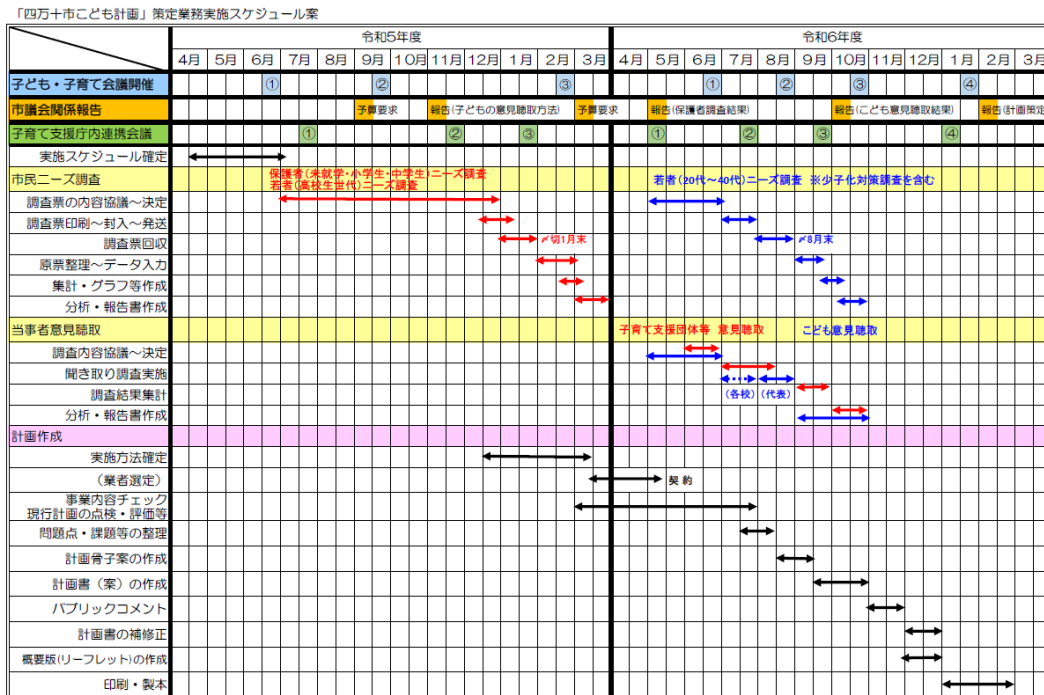


図 「四万十市子ども計画」策定業務の実施スケジュール
(四万十市資料)

- こどもに関する条例、計画策定や計画策定のための審議会
 - ・ こどもに関する条例は定めていない。
 - ・ 審議会については、子ども・子育て会議設置条例がある。子ども・子育て会議は、子ども子育て支援事業計画について審議を行う機関である。議会と委員の了解を得て、今後はこども計画の策定、策定後は進捗について意見を聞く場とする予定である。

- 計画策定にあたった担当職員数
 - ・ 2名。この2名は他の業務も兼務している。

- 計画策定にあたっての調査
 - ・ アンケート、パブリックコメントを実施した。
 - ・ アンケートの実施概要は下記の通り。
 - 未就学児保護者：最大 64 問、保育施設からの配布・回収（未利用者は郵送依頼・web 回答）
 - 小学生保護者（全学年）：最大 54 問、小学校からの配布・回収
 - 中学生保護者（全学年）：最大 34 問、中学校から配布・回収
 - 高校生世代：最大 47 問、郵送で依頼・インターネットで回答

問8 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(〇はいくつでも)

1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	⇒ 問8-1へ
2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	⇒ 問8-1へ
3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	⇒ 問8-1へ
4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	⇒ 問8-1へ
5. いずれもない	⇒ 問9へ

問8で「1～4」に〇をつけた方にお伺いします。

問8-1 親族・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。(〇はいくつでも)

1. 親族・知人の負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
2. 親族・知人の身体的負担が大きく心配である
3. 親族・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である
4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい
5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
6. その他()

図 「小学生保護者向けのアンケート」の一部
(四万十市資料)

- ・ 小学生・中学生自身に聞けなかったのは、保護者の視点からニーズを聞いたかったからである。こどもの意見は、来年度に学校と連携して、直接聞くことを検討しているところである。

- 全てを web 回答にしなかった理由は、ネット環境が整っている家庭が多い一方で、紙で回答したい方もいると考えたため。以前は紙のみでの回答であったが、今年度は web 回答を併用した。今後の結果をみつつ、web に移行していく期間との認識である。
- 学校との協力や連携にあたって、校長会などで説明をして意見を聞いているが、反対の意見はなく、結果も学校に共有している。ネットで回答した場合も調査票の 1 ページ目を学校に提出することで、未提出の生徒に先生から声をかけてもらうようにしていた。
- 今年から教育委員会を通じて学校側ともさらに連携したいと考え、教育長とも話をし、かなり取り組みに理解をしていただいた。その上で、校長先生にもスムーズに理解していただき、学校の協力を得ることができた。

●貧困実態調査等、センシティブな内容の調査方法での工夫

- 新たな調査については、若者ニーズ調査を令和 6 年度に予定しているところである。若者ニーズ調査では、ひきこもりの状態の聞き方について注意する必要がある。また、少子化対策についても、結婚の押し付けや子供を産むことを強制しているように誤解されないように、福祉事務所と連携しながら調査内容を検討しているところである。

●計画策定の検討体制（実施主体、諮問機関等）や担当部署（首長直属部署、教育委員会等）。

- 実施主体：子育て支援課（関係課と連携・調整）
- 諮問機関：子ども・子育て会議

●第三者評価制度

- 特にないが、こども計画に移行することによって、市役所が子育て支援をどのように実施するかという視点ではなく、子どもをどのような大人に育てていくかという視点への切り替えが必要であり、学校や児童相談所などの外部組織との連携が必要になると考えている。

●計画策定にあたっての予算額（自治体職員人件費を除く）

- 令和 5 年度：3,085 千円
 - うち、約 250 万円は、アンケート回収後の集計や報告書の作成の外部委託費（ニーズ調査の調査項目作成や発送に関する業務は委託していない）
 - うち、約 50 万円は消耗品や郵送費等
- 令和 6 年度：5,421 千円

- うち、約 500 万程度は計画の策定支援委託費
- うち、約 40 万円程度は、こどもに意見を聞く際の消耗品や、若者ニーズ調査の郵送費等を想定
- ・ 現行計画も同程度の費用である。

●計画策定にあたっての外部委託の有無（全部外部委託、一部外部委託等）

- ・ 令和 5 年度：一部委託（ニーズ調査集計業務）
- ・ 令和 6 年度：一部委託（諮問会議の運営の手伝いや、こどもの意見聴取の支援などの計画策定業務補助）
 - 補助金の話が昨年度の 1 月頃にいただけていたら、予算化をして、市が作成した調査項目について、外部委託業者からアドバイスをいただくことができればよかった。補助金の裏付けがないと予算化もできず、9 月議会で補正予算を確保するのも難しい。
 - まだ委託内容の詳細までは検討しきれていないが、現時点で想定しているこどもの意見聴取の方法としては、小学校が 13 校、中学校が 4 校あるので、それぞれの学校で授業の一環で意見を募り、その意見を集約して、各学校の代表者が集まって話し合いをするイメージを持っている。そのため、こどもの意見を出しやすいようなスタイルを、外部事業者と相談しながら取り組みたいと考えている。進行は市の職員が行うことを想定しており、外部委託業者にはアドバイスや支援をしていただきたい。また、国の動きなども外部委託業者の方が詳しい部分もあると思うので教えていただきたい。
 - 意見聴取時のテーマは市から与える予定で、自分たちの意見を大人達が聞いてくれているかなどの率直な感覚を聞きたい。また、恐らく聞いてもらえていないという答えになるという前提で、意見や要望を社会や学校に反映させるにはどのような方法がよいかを考えてもらい、提案という形で意見を出してほしい。大人は、このような大人になってほしいという話をして計画を検討しているため、反対の立場からこどもがどのような大人になりたいのか、そのためにはどのようなことをして欲しいのかを考えてほしいと思っている。
 - 計画の取り組み内容の検討にあたっては、子育て支援課が中心となって課内で協議し、連携会議で提案をしている。こども大綱ができて子ども計画を策定する流れから、四万十市でどのような取り組みをしていくのがよいのかという話をしており、現段階での結論である。

<こども等の意見の聴取手法・反映方法について>

- 計画策定にあたって、こども等の意見の聴取
 - ・ 実施している。

●こども等の意見の聴取手法

- ・ 令和5年度：高校性へのニーズ調査（郵送で依頼、webで回答）
- ・ 令和6年度：小中学生からの意見聴取（学校代表者による意見交換会）を予定

●子育て支援団体への意見聴取

- ・ 令和6年度に実施予定。
 - 独自の取り組みをしている民間団体に対して、県が補助金を出している（高知県母子保健・子育て支援総合交付金）、その補助メニューを今年度活用している5団体（過去も含めると10団体）にヒアリングをする予定である。
 - ヒアリングでは、自治体側からの視点とは違う考え方の意見を伺いたい。現行計画でも似た取り組みをしているので、比較できる内容も含めながら意見聴取をしたい。

●こども等の意見の聴取手法の検討で参考にしたもの

- ・ 「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会【調査研究報告書】」。この報告書に掲載されている具体的な事例をみて、四万十市に適用できるのか、他のやり方がよいのかという議論の際に参考にした。

●こども等の意見の計画への反映

- ・ 今後検討する予定。

●こども施策の部局所管以外の事業について、こども等の意見聴取を行っている事例

- ・ 特になし。

●こども等の意見を聴取したことによる市民からの反響

- ・ 特になし。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定したことによる効果・利点等について>

●一体的な政策策定を行ったことでの、施策実施面での効果・利点

- ・ 今後、検証する予定。

●一体的な政策策定を行ったことでの、市民生活での具体的な効果・利点

- ・ これから検証する予定であるため不明。
- ・ 現行計画については、庁内の連携も見直したため、一体的な計画策定の効果と判断が難しいが、第一期の子ども子育て支援事業計画では横の連携ができていないことが大

きな課題であったため、連携会議を作ったことで横の繋がりができたのは大きな成果である。連携会議には、子育て支援課、福祉事務所、健康推進課（保健師、子育て世代包括支援センター）、教育委員会の学校教育課、生涯学習課の係長以下の担当者の会議と、課長も加わる会議の２段階の会議を行っている。基本的には担当者の会議を実施している。子ども子育て支援事業計画の進捗管理なども行っているが、メインは子ども関連の施策を、横に連携しながら、効果的に実施するための場となっている。

<関係法令等に基づく計画を一体的に策定した際の苦労や今後に向けた改善点等について>

- 庁内連携等、上位計画との整合で苦慮した点
 - ・ 策定の指針となる「こども大綱」などの策定が遅く、骨格を検討するのに苦慮している。

- 計画期間のずれの調整
 - ・ 子ども・子育て支援事業に多くの計画を内包していることから、計画のずれはない。

- 地域資源（民間活動）の把握
 - ・ 民間団体等に対し補助金を提供しているほか、子育て世代への情報提供のために日ごろから密接に連携をしている。

- 次期計画策定時に改善したい点
 - ・ 進捗管理を行っていくうえでの指標の設定。現行計画では指標を設定していない理由としては、スケジュールの都合で間に合わなかったため、計画策定後に、施策ごとに指標を設定した。ただし、各項目に担当課を割り振っていなかったため、評価を行うのが大変だった。

- 一体的な計画策定にあたり、国や都道府県に期待したい支援等
 - ・ 今以上の財政的支援を期待している。理由としては、基準額 300 万円でも少なく、元は予算がつかず自前で（委託せず）ニーズ調査をすることになっていた程、各自治体の財政も厳しいためである。計画策定の専門部署がなく、他の業務もあるため、外部委託が避けられないが、金額が嵩んでしまう。
 - ・ 継続的にこどもの意見聴取をするための補助事業があるとよい。

- ガイドラインについて、意見や要望
 - ・ 計画の進捗管理に関する部分についても示していただきたい。例えば、指標の設定の仕方や、目標へ向かって動いているのかについては、現在苦労して取り組んでいるた

め、示していただけるとありがたい。例えばガイドラインの中で重要視される項目について、指標の例があるとありがたい。（子育てに優しい街→保育の場を作る 等、他にもまちづくりの取り組みなどの例など）

- ・ こどもの意見聴取が義務となると、新しい担当者などは負担とを感じる可能性がある。また、学校の先生の業務量が増えてしまうことにも抵抗がある。
- ・ ガイドラインに必要性や学校との調整方法について、具体的なやり方を示していただけると、他部署や外部に説明がしやすいと思う。
- ・ 連携会議を設置するにあたり、苦勞した点としては、部署によって温度差があることである。建設部門などでは、計画に従う必要があるのかから説明しないと行けない。ガイドラインにも連携することが必要だということを示していただけると説得力がある。
- ・ 庁内外でも少しずつ取り組みへの理解が進んできてはいるが、取り組みをしても目に見えて大きな成果があるわけでもなく、頑張っているにもかかわらず少子化は進んでしまうので、より理解をしてもらう必要がある。

<その他>

●計画のページ数について

- ・ 現行（子ども子育て支援事業計画）56 ページ、次期計画（こども計画）は約 100 ページを予定している。

●こども・若者の位置づけ・定義

- ・ 国の定義に合わせている。

●予算の裏付けがない内容についての記載

- ・ これから検討する予定である。

●こども・若者にわかりやすい計画にするための工夫

概要版を作成する予定である。

14) 福岡県宗像市

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した経緯・目的>

●経緯・目的

(第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画に、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等)

- ・ 子ども・子育てに係る施策を推進するに当たり、子ども・子育てに係る計画を包含した総合的な計画とした方が、その推進に資するため。

●計画策定前に抱えていたこども施策に関する課題

- ・ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく、子どもの貧困対策に焦点を当てた「宗像市子どもの未来応援計画」を平成30年3月に策定し、第1期計画を補完する計画としてきた。第2期では、これについても包含することで、子ども・子育てに係る施策の総合的な推進することができるようになった。

<関連法令等に基づく計画を一体的に策定した際のプロセス・検討体制>

●計画策定にあたって参考にした自治体

- ・ (策定当時から担当が変わったため推察であるが、) 計画の策定は委託していたため、委託事業者側で他の自治体の情報を有していたのではないかと。

●計画策定の期間、スケジュール

- ・ 令和5年7月頃
 - 庁内でこども計画を策定することについて、庁内の上層部の会議に諮った後、外部委託を検討した。その後、3つの調査について仕様を固めていき、9月頃に補正予算が付いた。
- ・ 令和5年10月 基礎調査業務委託契約
- ・ 令和6年3月 調査報告書完成
- ・ 令和6年5月 計画策定業務委託契約
- ・ 令和6年7月 審議会(諮問、計画骨子案審議)
(審議会は数回開催)
- ・ 令和6年12月 審議会(市長に対して答申)
- ・ 令和7年1月 パブリックコメント
- ・ 令和7年3月 計画策定

●こどもに関する条例、計画策定や計画策定のための審議会

- ・ 子ども基本条例を定めている。また、宗像市次世代育成支援対策審議会を位置づけている。開催頻度は通常時では年1、2回である。参加者は、有識者(市内の教育大学や

看護大学に先生を選出していただけるように依頼) と児童福祉関係団体の代表者と市民公募(こども関係団体所属の方が多いが、応募が少ないためほぼ全員採用)、行政関係の方などである。

- ・ 条例については、こどもの年齢の定義や、審議会の名前を変更するかの検討にあたり、条例を変更しようとの話は出た。しかし、こどもの年齢を18歳未満としている定義は、既存の法律と変わらないため、条例は変えないことになった。また、こどもの臨時委員を置くため、審議会の条例を一部改正したが名前を変える程ではないとなり、条例を変更する話はなくなった。

●計画策定にあたった担当職員数

- ・ 1名

●計画策定にあたっての調査

- ・ 住民アンケート
- ・ 関係団体ヒアリング
- ・ こどもへのグループインタビュー
- ・ こどもに骨子案について意見を聴く場
- ・ パブリックコメント

●大規模アンケートの手法

①子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査

- ・ 対象：未就学児の保護者、小学生の保護者
- ・ 設問内容：子育て支援施策に対するニーズに関すること
- ・ 設問数：38問、36問
- ・ 配布方法：郵送配布
- ・ 回収方法：紙とWeb
- ・ 実施時期：2024年2月6日発送(予定)

②子どもの生活に関する実態調査

- ・ 対象：市内の小学5年生とその保護者、市内の中学2年生とその保護者(全数調査)
- ・ 設問内容：貧困に関すること、ヤングケアラーに関すること
- ・ 設問数：児童生徒36問、保護者35問
- ・ 配布方法：学校配布
- ・ 回収方法：紙で学校回収とWeb
- ・ 実施時期：2024年2月16日に学校を通じて配布(予定)
 - 全数調査について、もともとは全数でなくてよいと思っていたが、仕様を固める際に、教育委員会の課長に、地域差やクラス間の差がある可能性があるのではな

いかと指摘されたため全数調査とした。全数でそれぞれ 1000 件弱の対象者に配布する予定である。

- 教育現場の負担を増やすべきではないという観点から、学校に頼みづらいという風潮はある。教育委員会の指導主事の先生に相談して、校長会長に事前に話をした方がよいとアドバイスを受けたため、2024 年 2 月 16 日に校長会で事前にご説明をする（予定）。センシティブな内容のアンケートであり、一人でも対象者がいると、学校が対応しないといけないのではないかとの懸念があるようである。学校の方で子供の回答の中身をみることはなく、質問や苦情等について、すべて市が引き取ることで協力してもらっている。

③子ども・若者育成支援に関する意識調査

- ・ 対象：15 歳～39 歳の市民
 - 対象者をランダムに抽出し、郵送でアンケート用紙を配布、回収。
- ・ 設問内容：引きこもりに関すること、少子化に関すること
- ・ 設問数：52 問
- ・ 配布方法：郵送
- ・ 回収方法：紙と Web
- ・ 実施時期：2024 年 2 月 6 日発送（予定）

●貧困実態調査等、センシティブな内容の調査方法での工夫

- ・ 自分がヤングケアラーと思うかという設問は外した。
- ・ 相談窓口を列記し、小学校の配慮で、児童用は親に見られないように、学校でアンケートに記入する時間をとってもらっている。（予定）
- ・ 小学生は理解度が様々なので、質問の意味を聞くなど大人の手助けがいると考え、学校で実施することとした。家では、親にしか聞けないと、親の考えが入ってしまうことを懸念した。中学生は、全て自分で回答が可能であると想定した。

●計画策定の検討体制（実施主体、諮問機関等）や担当部署（首長直属部署、教育委員会等）。

- ・ 実施主体：宗像市
 - 担当部署：子ども育成課
- ・ 諮問機関：宗像市次世代育成支援対策審議会

●都市計画部局や、教育委員会との連携での工夫

- ・ 特にないが、計画策定の段階で 1・2 回はワーキングを開かないといけないと考えているが、連携会議は今のところ予定はない。

- ワーキングには、計画に載せる事業と関係がある部署が参加する。どこまでの部署を参加させるかは想定できないが、1つでも事業が入っていれば参加していただく、もしくは説明をしたいと考えている。

●計画策定にあたっての予算額（自治体職員人件費を除く）

- ・ 2,981,000円（計画策定に係る委託料）

●計画策定にあたっての外部委託の有無（全部外部委託、一部外部委託等）

- ・ 一部外部委託（計画策定と調査の2種類）
 - 計画策定を委託する理由として一番大きいのは人手不足である。周りの自治体も調査や計画策定の債務負担行為をあげて両方委託に出しているところもある。

<こども等の意見の聴取手法・反映方法について>

●計画策定にあたって、こども等の意見の聴取

- ・ 実施する予定。

●こども等の意見の聴取手法

- ・ アンケート調査、グループインタビュー、骨子案について意見を聴く場を設定する。
 - グループインタビューの対象者の公募方法は、今年度の調査の一環で実施する予定で時間もないため、個別に学校に声をかけて、了承いただいたところをお願いすることを想定している。骨子案について意見を聴く場は来年度に実施予定のため、広報などで応募を受け付けることを想定している。
 - グループインタビュー対象者の年齢については、中高生を想定している。意見を聞いた中高生の中から代表で会議に参加してもらいたいと考えているため。
 - グループインタビューは定期的ではなく、単発で実施する想定である。
 - グループインタビューのファシリテーターは、委託業者に任せる。（グループインタビューは、委託者側からの提案でもあるため）なお、委託業者とは面識はなく、プロポーザルではじめて採用した。
 - 骨子案について意見を聴く場は、市が企画するものなので、検討中であるが、市が実施するか教育委員会に協力してもらうことになる想定している。

●困難を抱えるこども、若者等、異なる対象（年齢そのほかの状況）ごとの聴取方法の工夫

- ・ 検討中である。

●子育て支援団体への意見聴取

- ・ 実施する予定である。
- こども等の意見の聴取手法の検討で参考にしたもの
 - ・ 「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会【調査研究報告書】」。
- こども等の意見の計画への反映
 - ・ 審議会でこどもの意見について審議いただくことを検討している。
- こども施策の部局所管以外の事業について、こども等の意見聴取を行っている事例
 - ・ 特になし。

＜関係法令等に基づく計画を一体的に策定したことによる効果・利点等について＞

- 一体的な政策策定を行ったことでの、施策実施面での効果・利点
 - ・ 事務負担の軽減。
- 一体的な政策策定を行ったことでの、市民生活での具体的な効果・利点
 - ・ 具体的な効果は不明だが、少なくとも一体的な計画の方がパブリックコメントをする際にはやりやすいと考えている。

＜関係法令等に基づく計画を一体的に策定した際の苦労や今後に向けた改善点等について＞

- 一体的な計画を策定する際に苦慮した点
 - ・ 新たに加わる計画に関する施策については、既存の施策を整理して計画に位置付ける予定であるが、審議会などで新たな施策（独自の子ども・子育てに関するような魅力的な施策）を期待する声があるので、その際は説明に苦慮することが想定される。
- 計画期間のずれの調整
 - ・ 特にずれはなし。
- 地域資源（民間活動）の把握
 - ・ コミュニティーや子育てサロンとのつながりの中から把握している。連携については計画に記載している。
- 次期計画策定時に改善したい点

- ・ 現行計画では計画にかかわる全事業の内容まで掲載しているため、事業についての細かな記載は、次回はなるべく省きたい。審議会で意見が出たわけではないが、総合計画として範囲も広くなるため、大枠だけでいいのではないかと考えている。
 - ・ 中間見直しでは、保育園の量の確保などの見直しを想定している。
- 一体的な計画策定にあたり、国や都道府県に期待したい支援等
 - ・ こども計画策定で行うべき調査を示していただきたい。アンケート調査の種類が増えると委託料も増加するため、基礎調査及び計画策定に係る補助金の交付額を、ボリュームを考慮した金額に設定していただきたい。
 - ガイドラインについて、意見や要望
 - ・ 事務負担軽減に資するよう、どの自治体でも同じように策定できるようなガイドラインの策定を期待する。

<その他>

- 計画のページ数について
 - ・ 現行計画：87 ページ
 - ・ 次期計画：120 ページを想定
- こども・若者の位置づけ・定義
 - ・ こども基本法における「こども」を定義として考えている。
- 予算の裏付けがない内容についての記載
 - ・ 特になし。
- こども・若者にわかりやすい計画にするための工夫
 - ・ 概要版を、補助金の申請のために必要であるため作成予定だが、人手がない現状があるため必要性はあまり感じていない。概要版策定を委託する予算がないため、市が作成する予定である。
※事務局からの補足：概要版については、令和6年度に補助金の審査基準を変更しており、こども向けに分かりやすい計画となるように工夫しているかが審査基準になっている。
- その他

- 評価指標は、計画には掲載していないが、すべての事業に対して目標値があり、成果指標を設定して、目標値を管理している。策定時の経緯はわからないが、既存の計画を参考にしながら指標を設定しているところもあると考える。
- 宗像市次世代育成支援対策審議会で、毎年進捗管理をしている。